

資料編

資料編

目 次

1	組織関係	1
1-1	防災関係機関等一覧表	1
1-2	嬭恋村災害対策本部条例	4
1-3	嬭恋村防災会議条例	5
2	災害危険区域関係	7
2-1	災害危険区域に関する類似用語の説明	7
2-2	災害危険区域一覧表	9
2-3	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表	22
3	ライフライン関係	23
3-1	ライフライン関係連絡先一覧表	23
4	観測関係	25
4-1	気象	25
4-1-1	気象台の観測所	25
4-1-2	警報・注意報基準	25
4-2	火山	26
4-2-1	浅間山	26
4-2-2	草津白根山	34
5	通信関係	37
5-1	通信ルート	37
5-2	衛星携帯電話設置場所一覧表	37
5-3	防災行政無線同報系拡声子局一覧表	37
5-4	群馬県防災情報通信ネットワーク図	38
6	協定関係	39
6-1	小諸市・嬭恋村消防相互応援協定	39
6-2	災害対策基本法に関する手続き協定	40
6-3	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	51
6-4	群馬県防災航空隊応援協定	52
6-5	災害時における嬭恋村内郵便局、嬭恋村間の協力に関する覚書	54

6-6	火災又は地震等の災害時における応援に関する協定	55
6-7	震災等大規模災害時における相互応援に関する協定	59
6-8	群馬県水道災害相互応援協定	61
6-9	群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用の維持管理に関する協定書	66
6-10	群馬県防災情報通信用発動発電機の保安管理に関する協議書	69
6-11	浅間山火山防災連絡事務所の業務等に関する申合せ	70
6-12	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	72
6-13	消防組織法第39条に基づく相互応援協定書	76
6-14	災害時の情報交換に関する協定	78
6-15	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	79
6-16	災害時における救援物資提供に関する協定書	80
7	救急・救助関係	81
7-1	自衛隊派遣部隊の宿泊可能施設一覧表	81
8	医療関係	81
8-1	医療機関名簿	81
8-1-1	災害拠点病院	81
8-1-2	村内医療機関	81
9	輸送・交通関係	82
9-1	異常気象時の通行規制区間及び規制基準	82
9-2	緊急輸送道路指定路線一覧表	82
9-3	火山周辺道路の交通規制	83
10	ヘリコプター関係	85
10-1	ヘリポート適地一覧表	85
11	物資供給関係	86
11-1	主要備蓄物資一覧表	86
12	衛生関係	87
12-1	清掃施設一覧表	87
13	避難関係	88
13-1	指定緊急避難場所一覧表	88
13-2	指定避難所一覧表	89
13-3	応急仮設住宅建設予定地一覧表	89

1 4	文化財関係	90
1 4 - 1	指定文化財等一覧表	90
1 5	林野火災関係	91
1 5 - 1	林野火災特別地域対策事業の実施について	91
1 5 - 2	林野火災発生時における早期通報態勢について	93
1 6	災害救助法関係	94
1 6 - 1	災害救助基準	94
1 7	被災者等支援関係	97
1 7 - 1	災害弔慰金等の支給制度	97
1 7 - 2	住宅再建・取得の支援制度	100
1 7 - 3	中小企業者に対する低利融資制度	103
1 7 - 4	農林水産業者等に対する助成・低利融資制度	104
1 8	孤立化集落対策関係	107
1 8 - 1	災害時における孤立化集落対策指針	107
1 9	動員計画関係	115
1 9 - 1	動員体制区分の適用基準	115

1 組織関係

1-1 防災関係機関等一覧表

(1) 嬭恋村

H27.04.01 現在

担当部署		連絡先			宿日直体制	
課名	係名	所在地	電話番号	FAX 番号	日直	宿直
総務	地域安全	嬭恋村大字大前 110	0279-96-0511	0279-96-0516	職員	職員

(2) 群馬県及び群馬県の機関

機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
総務部危機管理室 総務部消防保安課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2244 027-226-2241	027-221-0158
吾妻振興局 吾妻行政県税事務所	中之条町大字中之条 664	0279-75-3301	0279-75-3551
吾妻振興局 中之条土木事務所	中之条町大字中之条町 709-1	0279-75-3047	0279-75-4641
三原事業所	嬭恋村三原下川原 876-9	0279-97-3022	
吾妻振興局 吾妻保健福祉事務所	中之条町西中之条 183-1	0279-75-3303	0279-75-6091
吾妻振興局 吾妻環境森林事務所	中之条町大字中之条町 664	0279-75-4611	0279-75-6548
吾妻教育事務所	中之条町大字中之条町 664	0279-75-3370	0279-75-7426
警察本部	前橋市大手町 1-1-1	027-243-0110	
長野原警察署	長野原町大字長野原 1520-4	0279-82-0110	
嬭恋交番	嬭恋村大字芦生田 599-5	0279-97-3025	
田代駐在所	嬭恋村大字田代 984-5	0279-98-0116	
大前駐在所	嬭恋村大字大前 785	0279-96-0126	

(3) 消防関係

H27.04.01 現在

機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部	消防本部	東吾妻町大字原町 35	0279-68-0119 0279-68-5080
	西部消防署	草津町大字草津 2-6	0279-88-0119 0279-88-3137
	嬭恋分署	嬭恋村大字大前 125-1	0279-96-1190 0279-96-1781
嬭恋消防団（嬭恋村総務課）	嬭恋村大字大前 110	0279-96-0511	

(4)指定地方行政機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	電話番号	FAX 番号
関東財務局 (前橋財務事務所)	前橋市大手町 2-3-1	総務課 総務課*	027-221-4491 027-896-2001	027-224-4426
関東農政局 (前橋地域センター)	前橋市紅雲町 1-2-2	総務チーム 総括業務官	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局 (吾妻森林管理署)	中之条町大字伊勢町 771-1	総務グループ	0279-75-3344	0279-75-3346
関東地方整備局				
高崎河川国道事務所	高崎市栄町 6-41	河川管理課 道路管理第二課 情報連絡員*	027-345-6041 (内線 331・334) 027-345-6043 (内線 403・441) 027-345-6070	027-345-6091 027-345-6093 027-345-6099
利根川水系砂防事務所	渋川市渋川 121-1	調査課調査係 工務課工務係	0279-22-4177	
関東運輸局 (群馬運輸支局)	前橋市上泉町 399-1	企画輸送監査	027-263-4440	027-261-0032
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	前橋市大手町 2-3-1	防災業務担当 観測予報担当	027-896-1220 027-896-1536	027-896-1164

(5)陸上自衛隊

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	電話番号	FAX 番号
第 12 旅団 (司令部)	榛東村大字新井 1017-2	第 3 部防衛班*	0279-54-2011 (内線 2286/2287/2208) (当直長)	0279-54-2011 (内線 2239)
(第 12 後方支援隊)	高崎市新町 1080	第 3 科	0274-42-1121 (内線 229)	0274-42-1121 (内線 239)

(6)指定公共機関、指定地方公共機関及びその他機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	電話番号	FAX 番号
日本郵便(株) (前橋中央郵便局)	前橋市城東町 1-6-5	総務部	027-234-5503	027-232-8957
(三原郵便局)	嬭恋村三原 401		0279-97-3001	
(大笹郵便局)	嬭恋村大笹 396-4		0279-96-0014	
(田代郵便局)	嬭恋村田代甲 492		0279-98-0001	
(干俣簡易郵便局)	嬭恋村干俣 1639-1		0279-96-0228	
東日本電信電話(株) (群馬支店)	高崎市高松町 3	災害対策室 災害対策室*	027-321-5660 027-325-7999	027-330-3008
(故障受付)	高崎市高松町 3		113	
(株)NTTドコモ (群馬支店)	前橋市東善町 122	ネットワーク部 ネットワーク管理担当	027-290-4113	027-266-8104
日本赤十字社 (群馬県支部)	前橋市光が丘町 32-10	事業推進課	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 (前橋放送局)	前橋市元総社町 189	企画編成	027-251-1711	027-253-0368
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	高崎市栄町 6-26	総務部・安全企画室 企画・防災グループ	027-320-7126	027-320-7127
東日本旅客鉄道(株) (万座・鹿沢口駅)	嬭恋村大字鎌原		0279-97-3003	
日本通運	高崎市八島町 58-1 5F		027-395-7010	027-395-7201
東京電力パワーグリッド (株)渋川支社	渋川市石原 12-1		0279-51-5010	0279-51-5037
(公社)群馬県医師会	前橋市千代田町 1 丁目 7 番 4 号		027-231-5311	027-231-7667
(公社)群馬県歯科医師会	前橋市大友町 1-5-17		027-252-0391	027-253-6407
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町 1858-7		027-269-5565	027-269-8601
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121	027-280-6170
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町 35-5		027-251-1888	027-251-1771
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町 588		027-261-2072	027-261-5537
(一社)群馬県トラック協会	前橋市野中町 595		027-261-0244	027-261-7576
浅間山火山防災連絡事務所	軽井沢町大字長倉字北 浦 1706-8		0267-45-2167	0267-46-1527
東京大学浅間火山観測所	軽井沢町大字長倉 2125		0267-45-7551	
(財)砂防・地すべり技術センター	千代田区九段南 4-8-21 山脇ビル		03-5276-3271	03-5276-3391

1-2 孺恋村災害対策本部条例

(昭和37年9月30日条例第93号)

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条6項の規定に基づき、孺恋村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

1-3 孺恋村防災会議条例

(昭和38年6月6日条例第92号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、孺恋村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 1 孺恋村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 孺恋村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は村長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 1 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - 2 群馬県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - 3 群馬県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - 4 孺恋村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 5 孺恋村教育委員会の教育長
 - 6 孺恋村の消防長及び消防団長
 - 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人、7人、2人、7人及び4人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、孺恋村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和38年6月1日から施行する。
- 2 昭和37年制定(嬭恋村条例第92号)嬭恋村防災会議条例は、廃止する。

2 災害危険区域関係

2-1 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	土石流危険溪流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
		農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。

区分	用語	所管省庁	説明
同上	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

2-2 災害危険区域一覧表

(1)重要水防箇所

H27.04.28 現在

一般河川指定区間 (県管理指定区間)	河川	箇所	A		B	
			箇所	延長	箇所	延長
中之条土木事務所	2	3			3	450.0

(2)砂防指定地

H27.04.01 現在

土木事務所	補助分			直轄分			合計		
	渓流数	箇所数	面積(ha)	渓流数	箇所数	面積(ha)	渓流数	箇所数	面積(ha)
中之条 土木事務所	165	290	653.57	24	61	320.17	189	351	973.74

(3)土石流危険渓流数

市町村	危険渓流 I	危険渓流 II	準ずる渓流	計
嬭恋村	55	11	27	93

(4)土石流危険渓流

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地
425-I-501	I	利根川	吾妻川	ウサギ沢	吾妻郡嬭恋村袋倉
425-I-502	I	利根川	吾妻川	向之原沢	吾妻郡嬭恋村上袋倉
425-I-503	I	利根川	吾妻川	袋倉沢	吾妻郡嬭恋村袋倉
425-I-504	I	利根川	吾妻川	小宿沢	吾妻郡嬭恋村袋倉
425-I-505	I	利根川	吾妻川	地藏川	吾妻郡嬭恋村浅間高原
425-I-506	I	利根川	吾妻川	鎌原沢	吾妻郡嬭恋村鎌原
425-I-507	I	利根川	吾妻川	芦生田沢 1	吾妻郡嬭恋村鎌原
425-I-508	I	利根川	吾妻川	鎌原沢 2	吾妻郡嬭恋村西窪
425-I-509	I	利根川	吾妻川	笹平沢	吾妻郡嬭恋村西窪
425-I-510	I	利根川	吾妻川	大前沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-511	I	利根川	吾妻川	高羽根沢 1	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-512	I	利根川	吾妻川	高羽根沢 2	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-513	I	利根川	吾妻川	細原沢 1	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-514	I	利根川	吾妻川	高羽根沢 3	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-515	I	利根川	吾妻川	小屋ヶ沢 1	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-516	I	利根川	吾妻川	小屋ヶ沢 2	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-517	I	利根川	吾妻川	小屋ヶ沢 3	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-518	I	利根川	吾妻川	小屋ヶ沢・高羽根沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-519	I	利根川	吾妻川	藤原沢 1	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-520	I	利根川	吾妻川	大堀沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-521	I	利根川	吾妻川	姥ヶ原沢	吾妻郡嬭恋村黒斑山
425-I-522	I	利根川	吾妻川	糠塚沢 1	吾妻郡嬭恋村糠塚山
425-I-523	I	利根川	吾妻川	湯ノ丸沢	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-524	I	利根川	吾妻川	湯尻川	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-525	I	利根川	吾妻川	鎌原沢 3	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-526	I	利根川	吾妻川	田代沢 2	吾妻郡嬭恋村田代

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地
425-I-527	I	利根川	吾妻川	田代沢 1	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-528	I	利根川	吾妻川	女塩淵沢	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-529	I	利根川	吾妻川	鳥居川	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-530	I	利根川	吾妻川	カブツチョ沢	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-531	I	利根川	吾妻川	吉永井沢	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-532	I	利根川	吾妻川	吉永井沢 2	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-533	I	利根川	吾妻川	吉永井沢 3	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-534	I	利根川	吾妻川	田代沢 6	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-535	I	利根川	吾妻川	鶉沢	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-536	I	利根川	吾妻川	治郎兵衛川	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-537	I	利根川	吾妻川	田代川	吾妻郡嬭恋村田代
425-I-538	I	利根川	吾妻川	大笹川	吾妻郡嬭恋村大笹
425-I-539	I	利根川	吾妻川	上の貝沢	吾妻郡嬭恋村上の貝
425-I-540	I	利根川	吾妻川	干俣川 1	吾妻郡嬭恋村干俣
425-I-541	I	利根川	吾妻川	干俣川 2	吾妻郡嬭恋村干俣
425-I-542	I	利根川	吾妻川	猿畑沢	吾妻郡嬭恋村干俣
425-I-543	I	利根川	吾妻川	上神前沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-544	I	利根川	吾妻川	狐久保沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-545	I	利根川	吾妻川	神大前沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-546	I	利根川	吾妻川	神前沢	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-547	I	利根川	吾妻川	大前沢 2	吾妻郡嬭恋村大前
425-I-548	I	利根川	吾妻川	万座川	吾妻郡嬭恋村干俣
425-I-549	I	利根川	吾妻川	門貝沢 1	吾妻郡嬭恋村門貝
425-I-550	I	利根川	吾妻川	天神沢川	吾妻郡嬭恋村三原
425-I-551	I	利根川	吾妻川	三原沢	吾妻郡嬭恋村三原
425-I-552	I	利根川	吾妻川	空沢	吾妻郡嬭恋村三原
425-I-553	I	利根川	吾妻川	湯窪沢	吾妻郡嬭恋村三原
425-I-554	I	利根川	吾妻川	仙ノ入沢	吾妻郡嬭恋村今井
425-I-555	I	利根川	吾妻川	今井沢 1	吾妻郡嬭恋村今井
425-II-501	II	利根川	吾妻川	芦生田沢 2	吾妻郡嬭恋村芦生田
425-II-502	II	利根川	吾妻川	鎌原沢	吾妻郡嬭恋村鎌原
425-II-503	II	利根川	吾妻川	西窪沢 1	吾妻郡嬭恋村西窪
425-II-504	II	利根川	吾妻川	西窪沢 2	吾妻郡嬭恋村鎌原
425-II-505	II	利根川	吾妻川	田代沢 3	吾妻郡嬭恋村田代
425-II-506	II	利根川	吾妻川	田代沢 4	吾妻郡嬭恋村角間山
425-II-507	II	利根川	吾妻川	田代沢 5	吾妻郡嬭恋村角間山
425-II-508	II	利根川	吾妻川	鳴尾沢	吾妻郡嬭恋村鳴尾
425-II-509	II	利根川	吾妻川	門貝沢 2	吾妻郡嬭恋村門貝
425-II-510	II	利根川	吾妻川	門貝沢 3	吾妻郡嬭恋村門貝
425-II-511	II	利根川	吾妻川	湯窪沢	吾妻郡嬭恋村湯窪
425-J-501	J	利根川	吾妻川	上袋倉沢	吾妻郡嬭恋村
425-J-502	J	利根川	吾妻川	若草沢	吾妻郡嬭恋村
425-J-503	J	利根川	吾妻川	西窪沢 3	吾妻郡嬭恋村

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地
425-J-504	J	利根川	吾妻川	細原沢3	吾妻郡嬭恋村
425-J-505	J	利根川	吾妻川	青山沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-506	J	利根川	吾妻川	藤原沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-507	J	利根川	吾妻川	藤原沢3	吾妻郡嬭恋村
425-J-508	J	利根川	吾妻川	藤原沢4	吾妻郡嬭恋村
425-J-509	J	利根川	吾妻川	糠塚沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-510	J	利根川	吾妻川	糠塚沢3	吾妻郡嬭恋村
425-J-511	J	利根川	吾妻川	湧水川	吾妻郡嬭恋村
425-J-512	J	利根川	吾妻川	大笹沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-513	J	利根川	吾妻川	大笹沢3	吾妻郡嬭恋村
425-J-514	J	利根川	吾妻川	大笹沢4	吾妻郡嬭恋村
425-J-515	J	利根川	吾妻川	北山沢1	吾妻郡嬭恋村
425-J-516	J	利根川	吾妻川	北山沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-517	J	利根川	吾妻川	権言沢	吾妻郡嬭恋村
425-J-518	J	利根川	吾妻川	馬洗井戸沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-519	J	利根川	吾妻川	馬洗井戸沢3	吾妻郡嬭恋村
425-J-520	J	利根川	吾妻川	馬洗井戸沢4	吾妻郡嬭恋村
425-J-521	J	利根川	吾妻川	馬洗井戸沢5	吾妻郡嬭恋村
425-J-522	J	利根川	吾妻川	船ヶ沢	吾妻郡嬭恋村
425-J-523	J	利根川	吾妻川	今井沢2	吾妻郡嬭恋村
425-J-524	J	利根川	吾妻川	今井沢3	吾妻郡嬭恋村
425-J-525	J	利根川	吾妻川	今井沢4	吾妻郡嬭恋村
425-J-526	J	利根川	吾妻川	今井沢5	吾妻郡嬭恋村
425-J-527	J	利根川	吾妻川	オツムギ川	吾妻郡嬭恋村

危険度Ⅰ=1,863
危険度Ⅱ=857
準ずる溪流=295

(5)地すべり防止区域(土木関係)

H27.04.01 現在

第一次幹川名	第二次幹川名	当該河川名	地すべり防止区域名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日
吾妻川	吾妻川	吾妻川	西窪	吾妻郡嬭恋村西窪	30.87	S60.3.27
吾妻川	吾妻川	吾妻川	崩間	吾妻郡嬭恋村三原	49.53	S62.3.16

(6)地すべり危険箇所数(土木関係)

H10 調査

市町村名	危険箇所数
嬭恋村	6

(7)地すべり危険箇所

H10 調査

土木事務所	箇所名	河川名		所在地		面積(ha)	指定の有無
		幹川名	溪流名	市町村	町・大字		
中之条	崩間	吾妻川	空沢	嬭恋村	三原	6.0	有
	三原	吾妻川	空沢	嬭恋村	三原	25.5	無
	上の山	吾妻川	万座川	嬭恋村	門貝	45.6	無
	門貝	吾妻川	万座川	嬭恋村	門貝	21.9	無
	門貝下	吾妻川	万座川	嬭恋村	門貝	18.3	無
	西窪	吾妻川	万座川	嬭恋村	西窪	30.9	有

(8)急傾斜地崩壊危険区域

H27.04.01 現在

整理番号	区域名	フリガナ	郡	村	大字	字	指定年月日	告示番号
4-	笹平	ササダイ	吾妻	嬭恋	鎌原	笹平、欠の鼻、東坂	S46.9.10	586
4-2	笹平(追加)	ササダイ	吾妻	嬭恋	鎌原	笹平、欠の鼻、東坂	H7.8.18	524
4-3	笹平(追加)	ササダイ	吾妻	嬭恋	鎌原	笹平、欠ノ鼻	H10.10.27	614
4-4	笹平(追加)	ササダイ	吾妻	嬭恋	鎌原	欠ノ鼻、東坂	H11.10.22	621
48-	三原	ミハラ	吾妻	嬭恋	三原	場	S51.7.30	513
93-	門貝	カドガイ	吾妻	嬭恋	門貝	西平、東平	S53.12.26	897
93-2	門貝(追加)	カドガイ	吾妻	嬭恋	門貝	東平	S56.4.3	236
94-	芦生田	アシウダ	吾妻	嬭恋	芦生田	宮原、上芦生田、下芦生田	S53.12.26	897
165-	上田代	カミタシロ	吾妻	嬭恋	田代	船窪	S55.9.16	621
165-2	上田代(追加)	カミタシロ	吾妻	嬭恋	田代	河原、村内	H6.11.22	646
230-	鎌原下	カンバラシタ	吾妻	嬭恋	鎌原	丸、笹平	S57.4.1	291
258-	上西窪	カミサイボ	吾妻	嬭恋	西窪	上ノ山、東平、上河原	S58.3.8	167
259-	三原下	ミハラシタ	吾妻	嬭恋	三原	赤羽根平	S58.3.8	167
282-	毒水	ドクミズ	吾妻	嬭恋	田代	ブス水、田代尻	S59.12.7	943
283-	上神前	カミカミエ	吾妻	嬭恋	大前	岩井口、上神南	S59.12.7	944
316-	下袋倉	シモフクロクラ	吾妻	嬭恋	袋倉	柿之木平、三本木、竹之下	S61.8.19	590
326-	下芦生田	シモアシウダ	吾妻	嬭恋	芦生田	下芦生田	S62.6.9	417
327-	神前	カミマエ	吾妻	嬭恋	大前	神前、西栗平、上神前	S62.6.9	417
328-	舟窪	フナボ	吾妻	嬭恋	田代	助右工門、上ノ原	S62.6.9	417
329-	北畑	キタバタケ	吾妻	嬭恋	芦生田	北畑	S62.6.9	417
329-2	北畑(追加)	キタバタケ	吾妻	嬭恋	芦生田	北畑	H1.8.22	747
283-2	上神前(追加)	カミカミエ	吾妻	嬭恋	大前	上神前、岩井口	H14.12.3	605
584-	万座川	マンザカワ	吾妻	嬭恋	三原 西窪	万座川原、くぐり木	H15.10.17	664
598-	干俣	ホシマタ	吾妻	嬭恋	干俣	長尾根、本村	H18.3.31	270
625	上神前(B)	カミカミエ	吾妻	嬭恋	大前	岩井口	H26.11.11	333

(9)急傾斜地崩壊危険箇所数

H14 年度発表

市町村名	危険箇所Ⅰ	危険箇所Ⅱ	準ずる箇所Ⅲ
嬭恋村	59	35	27

(10)急傾斜地崩壊危険箇所

H14 年度発表

危険度区分	土木事務所	広域の斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
I	中之条	44	0993	嬭恋村	袋倉	下袋倉
I	中之条	44	0994	嬭恋村	芦生田	北畑
I	中之条	44	0995	嬭恋村	芦生田	下芦生田
I	中之条	44	0996	嬭恋村	芦生田	芦生田
I	中之条	44	0997	嬭恋村	三原	三原下
I	中之条	44	0998	嬭恋村	三原	三原
I	中之条	44	0999	嬭恋村	三原	三原(B)
I	中之条	44	1000	嬭恋村	鎌原	笹平
I	中之条	44	1001	嬭恋村	鎌原	鎌原下
I	中之条	44	1002	嬭恋村	門貝	門貝
I	中之条	44	1003	嬭恋村	西窪	上西窪
I	中之条	44	1004	嬭恋村	大前	北村 A
I	中之条	44	1005	嬭恋村	大前	神前
I	中之条	44	1006	嬭恋村	大前	上神前
I	中之条	44	1007	嬭恋村	大笹	本村上
I	中之条	44	1008	嬭恋村	大笹	長井川原
I	中之条	44	1009	嬭恋村	田代	毒水
I	中之条	44	1010	嬭恋村	田代	上田代
I	中之条	44	1011	嬭恋村	田代	田代東
I	中之条	44	1012	嬭恋村	田代	舟窪
I	中之条	44	1013	嬭恋村	田代	古永井
I	中之条	45	1014	嬭恋村	鎌原	旧鹿沢
I	中之条	45	1015	嬭恋村	鎌原	鹿沢温泉
I	中之条	45	1016	嬭恋村	干俣	万座
I	中之条	45	1017	嬭恋村	三原	三原(C)
I	中之条	45	1018	嬭恋村	大前	北村(C)
I	中之条	45	1019	嬭恋村	大前	北村(B)
I	中之条	45	1020	嬭恋村	大前	上神前(B)
I	中之条	46	1021	嬭恋村	今井	今井 1
I	中之条	46	1022	嬭恋村	今井	半出来 2
I	中之条	46	1023	嬭恋村	今井	半出来 3
I	中之条	46	1024	嬭恋村	今井	滝上 2
I	中之条	46	1025-1	嬭恋村	三原	三原 1
I	中之条	46	1025-2	嬭恋村	三原	三原 2
I	中之条	46	1026	嬭恋村	三原	三原下 1
I	中之条	46	1027	嬭恋村	芦生田	芦生田 1
I	中之条	46	1028	嬭恋村	鎌原	鎌原 1
I	中之条	46	1029-1	嬭恋村	西窪	西窪 1
I	中之条	46	1029-2	嬭恋村	西窪	西窪 2
I	中之条	46	1030	嬭恋村	西窪	西窪 3
I	中之条	46	1031	嬭恋村	鎌原	カソラト 2

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
I	中之条	46	1032	嬭恋村	鎌原	サソリト 4
I	中之条	46	1033	嬭恋村	鎌原	サソリト 5
I	中之条	46	1034	嬭恋村	鎌原	サソリト 6
I	中之条	46	1035	嬭恋村	干俣	干俣 1
I	中之条	46	1036	嬭恋村	干俣	干俣 2
I	中之条	46	1037	嬭恋村	大前	大前 2
I	中之条	46	1038	嬭恋村	大笹	大平 1
I	中之条	46	1039	嬭恋村	大笹	大平 3
I	中之条	46	1040	嬭恋村	大笹	大平 4
I	中之条	46	1041	嬭恋村	大笹	草喜沢 1
I	中之条	47	1042	嬭恋村	田代	新鹿沢 1
I	中之条	47	1043	嬭恋村	田代	滝ノ上段 1
I	中之条	47	1044	嬭恋村	田代	鹿沢 1
I	中之条	47	1045	嬭恋村	田代	湯尻 1
I	中之条	47	1046	嬭恋村	鎌原	旧鹿沢 1
I	中之条	47	1047	嬭恋村	鎌原	浅間開拓 1
I	中之条	47	1048	嬭恋村	鎌原	細原 2
I	中之条	47	1049	嬭恋村	鎌原	浅間園 1
II	中之条		3483	嬭恋村	芦生田	芦生田(B)
II	中之条		3484	嬭恋村	門貝	鳴尾
II	中之条		3485	嬭恋村	今井	石津 1
II	中之条		3486	嬭恋村	今井	石津 2
II	中之条		3487	嬭恋村	今井	石津 3
II	中之条		3488	嬭恋村	今井	半出来 1
II	中之条		3489	嬭恋村	今井	滝上 1
II	中之条		3490	嬭恋村	三原	三原 4
II	中之条		3491	嬭恋村	三原	三原 5
II	中之条		3492	嬭恋村	三原	湯窪 1
II	中之条		3493	嬭恋村	芦生田	芦生田 2
II	中之条		3494	嬭恋村	鎌原	鎌原 2
II	中之条		3495	嬭恋村	鎌原	鎌原 4
II	中之条		3496	嬭恋村	鎌原	サソリト 1
II	中之条		3497	嬭恋村	干俣	鳴尾 1
II	中之条		3498	嬭恋村	干俣	鳴尾 2
II	中之条		3499	嬭恋村	干俣	干俣 3
II	中之条		3500	嬭恋村	干俣	干俣 4
II	中之条		3501	嬭恋村	干俣	上の貝 1
II	中之条		3502	嬭恋村	干俣	上の貝 2
II	中之条		3503	嬭恋村	門貝	門貝 1
II	中之条		3504	嬭恋村	門貝	西門貝 1
II	中之条		3505	嬭恋村	門貝	西門貝 2
II	中之条		3506	嬭恋村	大前	大前 1
II	中之条		3507	嬭恋村	西窪	西窪 4

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	中之条		3508	嬭恋村	大笹	大平 2
Ⅱ	中之条		3509	嬭恋村	大笹	屋敷 2
Ⅱ	中之条		3510	嬭恋村	田代	田代田 1
Ⅱ	中之条		3511	嬭恋村	田代	赤沢 1
Ⅱ	中之条		3512	嬭恋村	田代	赤沢 2
Ⅱ	中之条		3513	嬭恋村	田代	古永井 1
Ⅱ	中之条		3514	嬭恋村	田代	糖塚 1
Ⅱ	中之条		3515	嬭恋村	鎌原	浅間開拓 2
Ⅱ	中之条		3516	嬭恋村	鎌原	細原 1
Ⅱ	中之条		3517	嬭恋村	干俣	万座 1
Ⅲ	中之条	12	5127	嬭恋村	大前	上神前イ
Ⅲ	中之条	12	5128	嬭恋村	干俣	上の貝イ
Ⅲ	中之条	12	5129	嬭恋村	大笹	唐松イ
Ⅲ	中之条	12	5130	嬭恋村	田入	入窪イ
Ⅲ	中之条	12	5131	嬭恋村	大笹	小池イ
Ⅲ	中之条	12	5132	嬭恋村	今井	石津イ
Ⅲ	中之条	12	5133	嬭恋村	今井	石津口
Ⅲ	中之条	12	5134	嬭恋村	袋倉	上袋倉イ
Ⅲ	中之条	12	5135	嬭恋村	門貝	西門貝イ
Ⅲ	中之条	12	5136	嬭恋村	門貝	西門貝口
Ⅲ	中之条	12	5137	嬭恋村	今井	半出来イ
Ⅲ	中之条	12	5138	嬭恋村	田代	古永井イ
Ⅲ	中之条	12	5139	嬭恋村	田代	赤坂口
Ⅲ	中之条	12	5140	嬭恋村	田代	田代平イ
Ⅲ	中之条	12	5141	嬭恋村	大笹	大笹イ
Ⅲ	中之条	12	5142	嬭恋村	田代	湯尻イ
Ⅲ	中之条	12	5143	嬭恋村	田代	湯尻口
Ⅲ	中之条	12	5144	嬭恋村	田代	糖塚イ
Ⅲ	中之条	12	5145	嬭恋村	大笹	大平イ
Ⅲ	中之条	12	5146	嬭恋村	大笹	大平口
Ⅲ	中之条	12	5147	嬭恋村	田代	古永井イ
Ⅲ	中之条	12	5148	嬭恋村	鎌原	みょうばん沢イ
Ⅲ	中之条	12	5149	嬭恋村	大笹	ウル井野イ
Ⅲ	中之条	12	5150	嬭恋村	大笹	ウル井野口
Ⅲ	中之条	12	5151	嬭恋村	大笹	ウル井野ハ
Ⅲ	中之条	12	5152	嬭恋村	鎌原	みょうばん沢口
Ⅲ	中之条	12	5153	嬭恋村	田代	旧鹿沢イ

(11)雪崩危険箇所数(土木関係)

H13 調査

市町村名	危険箇所数
嬭恋村	45

(12)雪崩危険箇所

H13 調査

土木事務所	箇所名	郡・市	町・村	大字	危険斜面面積(m ²)
中之条	下袋倉	吾妻郡	嬭恋村	袋倉	20,545
中之条	平間坂	吾妻郡	嬭恋村	袋倉	66,423
中之条	瀬戸 1	吾妻郡	嬭恋村	袋倉	11,301
中之条	芦生田	吾妻郡	嬭恋村	袋倉	51,070
中之条	石津	吾妻郡	嬭恋村	石津	37,458
中之条	崩間	吾妻郡	嬭恋村	三原	101,323
中之条	天神前	吾妻郡	嬭恋村	三原	51,943
中之条	笹平	吾妻郡	嬭恋村	三原	37,916
中之条	丸	吾妻郡	嬭恋村	三原	7,589
中之条	門貝 1	吾妻郡	嬭恋村	門貝	90,389
中之条	西窪	吾妻郡	嬭恋村	西窪	33,466
中之条	大前 1	吾妻郡	嬭恋村	大前	36,759
中之条	上大前	吾妻郡	嬭恋村	大前	14,518
中之条	福ノ島	吾妻郡	嬭恋村	大笹	7,216
中之条	鹿沢温泉	吾妻郡	嬭恋村	旧鹿沢	17,140
中之条	旧鹿沢 1	吾妻郡	嬭恋村	旧鹿沢	51,555
中之条	万座 1	吾妻郡	嬭恋村	干俣	11,982
中之条	万座 2	吾妻郡	嬭恋村	干俣	32,748
中之条	万座 3	吾妻郡	嬭恋村	干俣	36,456
中之条	万座 4	吾妻郡	嬭恋村	干俣	199,552
中之条	今宮権現跡	吾妻郡	嬭恋村	今井	10,235
中之条	半出来湯温泉	吾妻郡	嬭恋村	今井	12,735
中之条	今井発電所	吾妻郡	嬭恋村	今井	17,660
中之条	今井 1	吾妻郡	嬭恋村	今井	11,365
中之条	瀬戸 2	吾妻郡	嬭恋村	芦生田	51,015
中之条	三原変電所	吾妻郡	嬭恋村	鎌原	7,790
中之条	西窪発電所	吾妻郡	嬭恋村	西窪	5,725
中之条	門貝 1	吾妻郡	嬭恋村	門貝	102,165
中之条	門貝 2	吾妻郡	嬭恋村	門貝	18,435
中之条	干俣 1	吾妻郡	嬭恋村	干俣	5,905
中之条	干俣 2	吾妻郡	嬭恋村	干俣	35,435
中之条	鎌原	吾妻郡	嬭恋村	鎌原	28,620
中之条	唐沢橋	吾妻郡	嬭恋村	西窪	11,545
中之条	大前 2	吾妻郡	嬭恋村	大前	6,240
中之条	西小学校 1	吾妻郡	嬭恋村	大前	19,335
中之条	西小学校 2	吾妻郡	嬭恋村	大前	30,370
中之条	西小学校 3	吾妻郡	嬭恋村	大前	11,465
中之条	大笹 1	吾妻郡	嬭恋村	大笹	29,590
中之条	鹿沢発電所	吾妻郡	嬭恋村	大笹	45,230
中之条	新田代橋	吾妻郡	嬭恋村	田代	23,715
中之条	古永井	吾妻郡	嬭恋村	田代	21,335

土木事務所	箇所名	郡・市	町・村	大字	危険斜面面積(m ²)
中之条	新鹿沢	吾妻郡	嬭恋村	田代	15,775
中之条	旧鹿沢 2	吾妻郡	嬭恋村	旧鹿沢	26,890
中之条	湯の丸牧場 1	吾妻郡	嬭恋村	田代	7,465
中之条	湯の丸牧場 2	吾妻郡	嬭恋村	田代	55,255

(13)山地災害危険地区数(民有林)

H27.04.01 現在

事務所	市町村	山地災害危険地区			
		山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
		箇所数	箇所数	箇所数	箇所数
吾妻	嬭恋村	41	2	43	86

(14)土砂災害警戒区域等の指定状況

H27.04.01 現在

告示年月日	告示番号	指定地区数	大字	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
				急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
平成 18 年 12 月 26 日	第 740 号	1	三原	12	6		18	12	6		18
平成 20 年 3 月 7 日	第 105 号	3	大笹ほか 2 区域	36	17		53	36	16		52
平成 20 年 5 月 13 日	第 227 号	1	鎌原	4	3		7	4	3		7
平成 23 年 7 月 8 日	第 228 号	-1	下屋沢(旧三原沢)特別警戒区域解除						-1		-1
平成 23 年 12 月 16 日	第 387 号	1	大前	17	10		27	17	9		26
平成 26 年 3 月 14 日	第 89 号	8	大字鎌原ほか 7 地区	97	48	4	149	94	45		139

(15)土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

H27.04.01 現在

土木	整理番号	区域名	郡・市	町・村	大字	指定年月日	告示番号	種類 (急傾斜)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (土石流)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (地すべり)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数
中之条	425-I-0097	三原下	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-0098-1	三原-1	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-0098-2	三原-2	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-0098-3	三原-3	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-0099	三原(B)	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-1017	三原(C)	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-1025-1	三原1-1	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-1025-2	三原2	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-1025-3	三原1-2	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-550	天神沢川	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740				土石流	1	1			
中之条	425-I-552	空沢	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740				土石流	1	1			
中之条	425-I-553-1	湯窪沢1	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740				土石流	1	1			
中之条	425-I-553-2	湯窪沢2	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740				土石流	1	1			
中之条	425-II-3490	三原4	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-II-3491	三原5	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-II-3492	湯窪1	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740	急傾斜	1	1						
中之条	425-II-511	湯窪沢3	吾妻	嬭恋	三原	H18.12.26	740				土石流	1	1			
中之条	425-I-501	ウサギ沢	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-502	向之原沢	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-503	袋倉沢	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-504	小宿沢	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-507	芦生田沢1	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-520-1	大笹沢-1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-520-2	大笹沢-2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-520-3	大笹沢-3	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-I-538	大笹川	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-II-501	芦生田沢2	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-501	上袋倉沢	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-502	若草沢	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-512	大笹沢2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-513	大笹沢3	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-514	大笹沢4	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-517	権言沢	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	425-J-518	尼洗井戸沢2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105				土石流	1	1			
中之条	K0993	下袋倉	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K0994	北畑	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K0995-1	下芦生田-1	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K0995-2	下芦生田-2	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K0996	芦生田	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1007-1	本村上-1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1007-2	本村上-2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1007-3	本村上-3	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1008	長井川原	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1027	芦生田1	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1038	大平1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1039	大平3	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1040	大平4	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1041-1	草喜沢1-1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1041-2	草喜沢1-2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K1041-3	草喜沢1-3	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3493	芦生田(B)	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3493-1	芦生田2-1	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3493-2	芦生田2-2	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3493-3	芦生田2-3	吾妻	嬭恋	芦生田	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3508-1	大平2-1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						

土木	整理番号	区域名	郡・市	町・村	大字	指定年月日	告示番号	種類 (急傾斜)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (土石流)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (地すべり)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数
中之条	K3508-2	大平2-2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3508-3	大平2-3	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K3509	屋敷2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5129	唐松イ	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5131	小池イ	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5134-1	上袋倉イ-1	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5134-2	上袋倉イ-2	吾妻	嬭恋	袋倉	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5141	大笹イ	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5145	大平イ	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5146-1	大平口-1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5146-2	大平口-2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5149	ウル井野イ	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5150-1	ウル井野口-1	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5150-2	ウル井野口-2	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	K5151	ウル井野ハ	吾妻	嬭恋	大笹	H20.3.7	105	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-508	鎌原沢2	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227				土石流	1	1			
中之条	425-I-509	笹平沢	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227				土石流	1	1			
中之条	425-II-502	鎌原沢	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227				土石流	1	1			
中之条	K1000	笹平	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227	急傾斜	1	1						
中之条	K1001-1	鎌原下-1	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227	急傾斜	1	1						
中之条	K1001-2	鎌原下-2	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227	急傾斜	1	1						
中之条	K1028	鎌原1	吾妻	嬭恋	鎌原	H20.5.13	227	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-551	下屋沢(旧三原沢)	吾妻	嬭恋村	三原	H23.7.8	228				土石流	1				
中之条	K1004-1	北村A-1	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1004-2	北村A-2	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1004-3	北村A-3	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1004-4	北村A-4	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1005-1	神前-1	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1005-2	神前-2	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1005-3	神前-3	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1006	上神前	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1018-1	北村(C)-1	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1018-2	北村(C)-2	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1018-3	北村(C)-3	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1019	北村(B)	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1020	上神前(B)	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1037-1	大前2-1	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K1037-2	大前2-2	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K3506	大前1	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	K5127	上神前イ	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387	急傾斜	1	1						
中之条	425-I-510	大前沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-I-515	小屋ヶ沢1	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-I-518	小屋ヶ沢・高羽根沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-I-543	上神前沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-I-544	狐久保沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1				
中之条	425-I-545	神大前沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-I-546	神前沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-I-547	大前沢2	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-J-504	細原沢3	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	425-J-522	船ヶ沢	吾妻	嬭恋村	大前	H23.12.16	387				土石流	1	1			
中之条	K1002-1	門貝-1	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	K1002-2	門貝-2	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	K1003-1	上西窪-1	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	K1003-2	上西窪-2	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	K1009-1	毒水-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						

土木	整理番号	区域名	郡・市	町・村	大字	指定年月日	告示番号	種類 (急傾斜)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (土石流)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (地すべり)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数
中之条	k1009-2	毒水-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1							
中之条	k1010-1	上田代-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1010-2	上田代-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1010-3	上田代-3	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1011	田代東	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1013-1	古永井-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1013-2	古永井-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1013-3	古永井-3	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1015-1	鹿沢温泉-1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1015-2	鹿沢温泉-2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1015-3	鹿沢温泉-3	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1016-1	万座-1	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1016-2	万座-2	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1016-3	万座-3	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1016-4	万座-4	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1021	今井1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1022-1	半出来2-1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1022-2	半出来2-2	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1023-1	半出来3-1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1023-2	半出来3-2	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1023-3	半出来3-3	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1023-4	半出来3-4	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1024-1	滝上2-1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1024-2	滝上2-2	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1026	三原下1	吾妻	嬭恋村	三原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1029-1	西窪1	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1029-2	西窪2	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1030	西窪3	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1031	サンランド2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1032	サンランド4	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1033	サンランド5	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1034	サンランド6	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1035	干俣1	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1036	干俣2	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1042-2	新鹿沢1-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1043-1	滝ノ上段1-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1043-2	滝ノ上段1-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1044	鹿沢1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1045-1	湯尻1-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1045-2	湯尻1-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1047	浅間開拓1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1048	細原2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k1049	浅間園1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3484	鳴尾	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3485	石津1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3486	石津2	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3487	石津3	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3488	半出来1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3489	滝上1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3494	鎌原2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3495	鎌原4	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3496	サンランド1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3497	鳴尾1	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3498	鳴尾2	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						
中之条	k3499	干俣3	吾妻	嬭恋村	干俣	H26.3.14	89	急傾斜	1	1						

土木	整理番号	区域名	郡・市	町・村	大字	指定年月日	告示番号	種類 (急傾斜)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (土石流)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (地すべり)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数
中之条	k3500	千俣4	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3501-1	上の貝1-1	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3501-2	上の貝1-2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3501-3	上の貝1-3	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3502	上の貝2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3503	門貝1	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3504	西門貝1	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3505	西門貝2	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3507-1	西窪4-1	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3507-2	西窪4-2	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3510-1	田代田1-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3510-2	田代田1-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3510-3	田代田1-3	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3511-1	赤沢1-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3511-2	赤沢1-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3512	赤沢2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3513	古永井1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3514	糖塚1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3515-1	浅間開拓2-1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3515-2	浅間開拓2-2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3516	細原1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k3517	万座1	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5128-1	上の貝イ-1	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5128-2	上の貝イ-2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5130-1	入窪口-1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5130-2	入窪口-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5135	西門貝イ	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5136	西門貝ロ	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5138	古永井イ	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5143	湯尻口	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5144	糖塚イ	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5147-3	古永井イ-3	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5148	みょうばん沢イ	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5152	みょうばん沢ロ	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k5153	旧農沢イ	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39	急傾斜	1	1						
中之条	k7255-1	馬路道-1	吾妻	嬭恋村	大前	H26.3.14	39	急傾斜	1							
中之条	k7255-2	馬路道-2	吾妻	嬭恋村	大前	H26.3.14	39	急傾斜	1							
中之条	425-I-505	地藏川	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-506	鎌原沢	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-519	藤原沢1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-521	姥ヶ原沢	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-522	糖塚沢1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-523	湯ノ丸沢	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-524-1	湯尻川-1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-524-2	湯尻川-2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-525-1	鎌原沢3-1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-525-2	鎌原沢3-2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-529	鳥居沢	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-530	カブツォ沢	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-533-2	吉永井沢3-2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-533-3	吉永井沢3-3	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1				
中之条	425-I-534	田代沢6	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-536-1	治朗兵衛川1	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-536-2	治朗兵衛川2	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	39				土石流	1	1			
中之条	425-I-539	上の貝沢	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	39				土石流	1	1			

土木	整理番号	区域名	郡・市	町・村	大字	指定年月日	告示番号	種類 (急傾斜)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (土石流)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数	種類 (地すべり)	警戒 区域数	特別 警戒 区域数
中之条	425-I-540	千俣川1	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-541	千俣川2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-542	猿畑沢	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-548-1	万座川-1	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-548-2	万座川-2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-549	門貝沢1	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-554	仙ノ入沢	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-I-555	今井沢1	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89				土石流	1				
中之条	425-II-503	西窪沢1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-504	西窪沢2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-505	田代沢3	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-506	田代沢4	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-507	田代沢5	吾妻	嬭恋村	田代	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-508	鳴尾沢	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-509	門貝沢2	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-II-510	門貝沢3	吾妻	嬭恋村	門貝	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-503	西窪沢3	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-505	青山沢1	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-506	藤原沢2	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-507	藤原沢3	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-508	藤原沢4	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-515-1	北山沢1-1	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-515-2	北山沢1-2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-516	北山沢2	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-520	馬洗井戸沢4	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-521	馬洗井戸沢5	吾妻	嬭恋村	千俣	H26.3.14	89				土石流	1				
中之条	425-J-523	今井沢2	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89				土石流	1				
中之条	425-J-524	今井沢3	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-526	今井沢5	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	425-J-527	オツムギ川	吾妻	嬭恋村	今井	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	424-I-520	片蓋川	嬭恋村	大字	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1	1			
中之条	424-J-519	裏沢3	嬭恋村	大字	鎌原	H26.3.14	89				土石流	1				
中之条	177	崩間	吾妻	嬭恋村	三原	H26.3.14	89							地すべり	1	
中之条	178	三原	吾妻	嬭恋村	三原	H26.3.14	89							地すべり	1	
中之条	182	西窪	吾妻	嬭恋村	西窪	H26.3.14	89							地すべり	1	
中之条	425-1	戸花	吾妻	嬭恋村	大前	H26.3.14	89							地すべり	1	
中之条	424-I-520	片蓋川	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	90				土石流	1	1			
中之条	424-J-519	裏沢3	吾妻	嬭恋村	鎌原	H26.3.14	90				土石流	1				

2-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

施設名	所在地
社会福祉法人 のどか	嬭恋村大字田代 938-8
嬭恋村デイサービスセンター	嬭恋村大字大前 1110-1
いきいきセンター	嬭恋村大字三原字中川原 876
福祉サービスセンターなごみ	嬭恋村大字今井 93-1

3 ライフライン関係

3-1 ライフライン関係連絡先一覧表

(1)水道担当連絡先

H27.04.01 現在

事業者名	担当部局	所在地	電話番号
嬭恋村	上下水道課	嬭恋村大字大前 110	0279-96-1255

(2)し尿処理施設担当連絡先

H27.03.31 現在

事業主体名	施設名	所在地	電話番号	FAX	規模 (k1/日)
西吾妻衛生施設組合	西吾妻衛生センター	嬭恋村今井 285	0279-97-2171	0279-97-2176	40

(3)下水道担当連絡先

H27.04.01 現在

コード	市町村名	担当部課名	電話番号
425	嬭恋村	上下水道課	0279-96-1255

(4)LP ガス団体連絡先

団体名	所在地	電話番号
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121

(5)水道配水池施設の所在地及び状況

水道配水池	水道別	施設位置	配水池容量
田代配水池	簡水	田代吾妻山国有林内	1134
大平配水池	簡水	大笹字大平 3452-92	12
長井配水池	簡水	大笹字神明 1899-9	12
中原山梨配水池	簡水	大笹中原 3089-1	33
大笹配水池	簡水	大笹字根津道 2632-3	477
砂井配水池	簡水	大笹字馬洗井戸 2057-3	33
北山配水池	小水道	大笹字唐松 3530-1	12
上ノ貝配水池	簡水	干俣字桜沢 1963	35
干俣配水池	簡水	干俣字立坪 2145-1	195
仁田沢配水池	簡水	干俣字熊四郎山 2401-170	53
バラギ配水池	小水道	干俣字熊四郎山国有林内	550
大前配水池	簡水	大前字細原 1830-3	30
西窪配水池	簡水	西窪字上ノ山 175-2	60
門貝配水池	簡水	門貝字西平 1075	40
三原配水池	簡水	三原字唐松窪 1161-3	40
鎌原配水池	簡水	鎌原字上ノ原 1321-5	138
袋倉配水池	簡水	袋倉字上之原 823-6	60
今井配水池	簡水	今井字郷路 1062-1	38
仙ノ入配水池	簡水	今井字郷路 1771-230	216
石津配水池	簡水	今井字郷路国有林内	68
万座配水池	簡水	干俣字熊四郎山国有林内	1400
第一水源	上水	鎌原字湯本 1053-8294	3388
第二水源	上水	鎌原字広河原 2662-2	1154
第三水源	上水	大笹字大平 3452-90	24
P L 5 次配水池	上水	大前字細原 2278-251	200
P L 6 次配水池	上水	鎌原字大畑 1304-15	60
西窪開拓配水池	上水	鎌原字大畑 1259-4	12
細原配水池	上水	大前字大平国有林 135 林班 い、小班	47
すずらん台配水池	上水	鎌原字群馬坂 1786-2	81
湯本第一配水池	上水	鎌原字 1053-11702	101
湯本第二配水池	上水	鎌原字湯本 1532-182	107
下松原配水池	上水	鎌原字大畑 1123-3	100
泉ヶ丘配水池	上水	鎌原字湯本 1053-1833	302
向原配水池	上水	鎌原字向原 1040-1943	203
磯村配水池	上水	鎌原字湯本 1053-9128	50
高区配水池	上水	鎌原字藤原 1053-4844	38
芦生田配水池	上水	芦生田字北畑 197-3	50
王領地給水センター配水池	上水	鎌原字大カイシコ 1530-66	50

4 観測関係

4-1 気象

4-1-1 気象台の観測所

(1)気象官署

名称	水系	所在地	観測開始	備考
前橋地方気象台	利根川	前橋市大手町 2-3-1	M29. 12. 1	気候観測・地域気象・予警報・地震・火山

(2)地域気象観測所(データはテレメータによるオンライン処理)

観測所名	水系	所在地	観測開始	観測種別
田代	吾妻川	嬭恋村田代	S52. 12. 22	地域気象

(注) 地域気象観測：有線ロボット気象計による降水量・気温・風・日照・積雪深の自動観測

4-1-2 警報・注意報基準

<警報・注意報発表基準一覧表>

H28. 4. 26 現在 発表官署 前橋地方気象台

警報・注意報	府県予報区		群馬県	
	一時細分区域	北部		
市町村等をまとめた地域		吾妻地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 80mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 80mm
			流域雨量指数基準	吾妻川流域=21、万座川流域=11
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 100cm	
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 30mm
			土壌雨量指数基準	60
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 30mm
			流域雨量指数基準	吾妻川流域=11、万座川流域=9
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 40cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で、実効湿度 50% ^{**1}	
なだれ		①積雪があつて、24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15mm 異常		
低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 ^{**2}		
霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

^{**1} 湿度は前橋地方気象台の値

^{**2} 冬期の気温は前橋地方気象台の値

4-2 火山

4-2-1 浅間山

＜有史以降の火山活動＞

(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲685(天武天皇 14)年	噴火?	火砕物降下。
▲1108(天仁元)年	大規模：マグマ噴火	天仁噴火または浅間B軽石噴火：8月29日、8月末あるいは9月初旬、9月25日-10月11日。 火砕物降下→火砕流→溶岩流→火砕物降下・火砕流。 噴火場所は前掛山。 マグマ噴出量は0.62 DRE km ³ 。(VEI5)
▲1128(大治 3)年	大規模：マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は前掛山。 マグマ噴出量は0.28 DRE km ³ 。(VEI4)
▲1281(弘安 4)年	噴火?	6月26日。
▲1527(大永 7)年	噴火?	5月。
▲1528(享禄元)年	噴火?	
▲1532(享禄 4)年	噴火、(泥流)	1月4日。火砕物降下、泥流。噴火場所は山頂付近。 噴石は火口の周囲8kmにわたり落下、直径25m以上の「七尋石(ななひろいし)」が残っている。降灰は120kmに及びその後の雨とともに積雪が融解・流下し、山麓の道路、人家に被害。なお、この後同年中(天文元年)さらに噴火。(VEI2)
▲1534(天文 3)年	噴火	
▲1582(天正 10)年	噴火	2月16日、7月3日。火砕物降下。
▲1590(天正 18)年	噴火	
▲1591(天正 19)年	噴火	11月29日。火砕物降下。
▲1595(文禄 4)年	マグマ噴火?	噴火?6月1日。火砕物降下。
▲1596(慶長元)年	中規模：マグマ噴火	5月1-5日、8月1、19日、9月。火砕物降下。噴火場所は山頂付近。5月5日、噴石のため死者多数、8月19日噴火。マグマ噴出量は0.004 DRE km ³ 。(VEI3)
▲1597(慶長 2)年	噴火	4月17日。火砕物降下。
▲1600(慶長 4)年	噴火	1月14~25日。火砕物降下。
▲1605(慶長 10)年	噴火	12月~06年2月。
▲1609(慶長 14)年	噴火	4月5日。
▲1644(正保元)年	噴火	2月20日。
▲1645(正保 2)年	噴火	5月21日。
▲1647(正保 4)年	噴火	2月18日、3月25日。
▲1648(慶安元)年	噴火	3月20日、8月30日。1m以上の積雪を融解、追分驛を流失、夏にも噴火。
▲1649(慶安 2)年	噴火	8月18、19日。
▲1650(慶安 3)年	マグマ噴火?	6月4日。火砕物降下。
▲1651(慶安 4)年	噴火	4月12日。
▲1652(承応元)年	噴火	4月12日。噴石のため山麓焼ける。
▲1655(明暦元)年	噴火	11月25日。
▲1656(明暦 2)年	噴火	12月10日。
▲1657(明暦 3)年	噴火	11月25日。
▲1658(万治元)年	噴火	7月24日。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1659(万治2)年	鳴動	7月24日。降砂。
▲1660(万治3)年	噴火	4月4日。
▲1661(寛文元)年	噴火	4月4、14、27日、10月21日。
▲1669(寛文9)年	噴火	
▲1695(元禄8)年	噴火	6月23日。火砕物降下。
▲1703~04(元禄16~宝永元)年	噴火	噴火日~4月。火砕物降下。
▲1706(宝永3)年	噴火	11月20日。
▲1708~09(宝永5~6)年	噴火	12月29日、1709(宝永6)年1月8日。火砕物降下。江戸に降砂。
▲1710(宝永7)年	噴火	4月13日。
▲1711(正徳元)年	噴火	3月25日、4月13日。火砕物降下。降灰。
▲1713(正徳3)年	噴火	6月29日。噴火?火砕物降下。
▲1717(享保2)年	噴火	9月23日。
▲1718(享保3)年	マグマ噴火?	9月26日。鳴動。噴火場所は山頂付近。
▲1719(享保4)年	噴火	6月10-11日。火砕物降下。
▲1720(享保5)年	噴火	6月6日。
▲1721(享保6)年	小規模:噴火	6月22日。火砕物降下。噴石のため登山者15名死亡、重傷1名。(VEI1)
▲1722~23(享保7~8)年	噴火	11月18-21日、12月4、23日、1723(享保8)年2月5日。火砕物降下。
▲1723(享保8)年	噴火	8月20日。
▲1728(享保13)年	噴火	11月10日。
▲1729(享保14)年	噴火	11月または12月。火砕物降下。降灰。
▲1732(享保17)年	噴火	7月30日。
▲1733(享保18)年	噴火	7月30日。噴石。
▲1752(宝暦2)年	噴火	9月または10月。
▲1754(宝暦4)年	噴火	火砕物降下。夏から秋に数回、降灰のため農作物被害。
▲1776(安永5)年	噴火	9月5日。火砕物降下。降灰。
▲1777(安永6)年	噴火	数度にわたり噴火。
▲1783(天明3)年	大規模:マグマ噴火、(山体崩壊、二次爆発、泥流)	天明噴火:5月8-10日、6月25、26日、7月17、21-31日、8月1-5、15日。火砕物降下→火砕物降下、火砕流→溶岩流、火砕物降下、火砕流、泥流→火砕流、岩屑なだれ→泥流。噴火場所は釜山火口。 5月9日から8月5日頃まで約90日間活動。特に7月28日には江戸で戸障子振動し、降灰あり。8月2日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。8月3日には牙(ぎっぱ)山にも噴石落下、山麓まで火事、銚子まで降灰。8月4日は北麓に吾妻(あがつま)火砕流を流出。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになる。8月5日午前大爆発とともに鎌原(かんばら)火砕流・岩屑なだれが発生、北麓に流下、下流では泥流に変化して吾妻川を塞ぎ、次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原火砕流発生直後に鬼押出(おにおしだし)溶岩が北側斜面を流下。死者1151名、流失家屋1061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋130余棟、噴出物総量 $4.5 \times 10^8 \text{m}^3$ 。マグマ噴出量は 0.51 DRE km^3 。(VEI4)
▲1803(享和3)年	噴火	7月4日、11月7、20日。火砕物降下。7月4日降灰。11月7日噴石のため分去(わかさり)茶屋倒壊。11月20日江戸に降灰。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1815(文化12)年	噴火	2月28日。火砕物降下。
1864(文久3)年頃より	鳴動	詳細不明。
1866～1867(慶応2～3)年	噴煙・鳴動	詳細不明。
▲1867(慶応3)年	噴火	8月。降灰。
▲1869(明治2)年	噴火	春から10月23日頃にかけて。春から秋にたびたび噴火。
▲1875(明治8)年	噴火	6月14日。火砕物降下。降灰。
▲1879(明治12)年	噴火	9月27、28日。
▲1889(明治22)年	マグマ噴火?	12月24日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。噴石のため山火事。鳴動。
1890(明治23)年	鳴動	1月5日21:00頃より鳴動:翌6日3:00頃まで10余回の鳴動。
▲1894(明治27)年	マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。4～6月に数回噴火、降灰、爆発音。
▲1899(明治32)年	噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。3、7、8月に噴火、8月7日には爆発音・降灰が関東北部まで達した。
▲1900～01(明治33～34)年	マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。1～4月に噴火、爆発音大、空振、噴石、降灰広範囲。7、8、11、12月にも噴火、降灰、鳴動。1901(明治34)年3～8月、10月に噴火、降灰。
▲1902(明治35)年	噴火	8月5、20日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。鳴動、降灰。
▲1904(明治37)年	噴火	8月4日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。降灰。
1905(明治38)年	鳴動	10月21～28日。
1906(明治39)年	鳴動	4月6、20日。
▲1907(明治40)年	噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。鳴動、降灰。1月18日、3月28日、8月24日。
▲1908～14(明治41～大正3)年	小規模:マグマ噴火	鳴動または降灰。噴火場所は釜山火口。1911(明治44)年1～4月活発に活動、爆発音大、降灰広範囲で、しばしば関東北・中部に及ぶ。特に爆発音は1月18日には東方100～150km以上、4月3、4日には富山県まで。5月8日噴石多量、死者1名、負傷者2名、空振による家屋の被害、爆発音240kmに及ぶ。7～9月ときどき噴火、8月15日死者多数。10月22日、12月3日爆発音100km以上に及ぶ。1912(明治45～大正元)年噴火:1、2、4、7月ときどき噴火、爆発音、降灰。10月連続して噴火し、火口底浅くなる。12月噴火続き、火口底さらに浅くなり火口縁と同じくらいになる。1913(大正2)年2、4～11月活発に噴火、爆発音大、降石、降灰広範囲。5月29日登山者1名死亡、負傷1名。6月17日には降灰は東方太平洋まで、爆発音の外聴域出現。1914(大正3)年1～6、11～12月活発に噴火、爆発音大(東京でも聞こえる)、降灰広範囲。特に3月3日空振強く山麓で戸障子はずれる。マグマ噴出量は0.00013 DRE km ³ 。(VEI1)
▲1915(大正4)年	噴火	8月27日。噴火場所は釜山火口。活動衰えたが、5、6、8月に山頂に火映。
▲1916(大正5)年	噴火	9月8日、10月2日。噴火場所は釜山火口。
▲1917(大正6)年	噴火	5月17日。噴火場所は釜山火口。
1918(大正7)年	鳴動	5、6月。
▲1919(大正8)年	噴火	3月14日、5月3日。噴火場所は釜山火口。3月14日噴火、噴石、降灰砂。5、7、8月に弱い噴火。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1920～22(大正 9～11)年	マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 連続的に噴石活動、噴煙多量。1920(大正 9)年 12 月 14 日噴石のため峰の茶屋焼失、軽石多量噴出。12 月 22 日山火事 200ha 以上。1921(大正 10)年 1～6 月噴火活発、1 月 18 日、6 月 4 日に空振のため山麓で戸障子破損。その他鳴動、降灰。1922(大正 11)年 1～4 月噴火、噴石、降灰。特に 1 月 14 日爆発音が東京でも聞こえ、山麓で空振のため戸障子破損。
▲1924(大正 13)年	噴火	9 月 13 日、10 月 29 日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。降灰。
▲1927～28(昭和 2～3)年	マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 1927(昭和 2)年 9～12 月。4 月頃から噴煙の増加が始まり、9 月から鳴動、10 月には爆発音大、降灰もあった。1928(昭和 3)年 2 月 23 日爆発音大、山麓で空振のため戸障子破損、噴石広範囲で分去茶屋焼失、屋根の破損多数。3 月は数回噴火し、鳴動、降灰など。7 月も数回噴火し、鳴動、降灰。
▲1929～32(昭和 4～7)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 1929(昭和 4)年 9 月 5 日山頂有感地震：9 月 18 日直径 30～60 cm の噴石が 3 km も飛び、山林焼失。空振のため山麓で戸障子破損。爆発音の外聴域出現。4、10、11 月にも 1 回ずつ噴火。1930(昭和 5)年 4 月は数回鳴動、少量の降灰。6 月 11 日噴火 4～5 回、強い空振、爆発音の外聴域出現、山火事。7 月数回鳴動、降灰。8 月活発に噴火し降灰、降石、20 日火口付近で死者 6 名。9 月の爆発も強く噴石、降灰広範囲。10 月 17 日噴火。1931(昭和 6)年 3、6～7 月に 1～数回の噴火、降灰。8 月は活発に活動し噴石、降灰など。特に 20 日に遭難 3 名、爆発音の外聴域出現。9 月前半に数回噴火、降灰、噴石。10、12 月数回噴火し、12 月 8 日には空振のため山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現、関東南部に迄降灰。 1932(昭和 7)年 2～7 月毎月十数～数十回噴火。爆発音大、降灰広範囲の噴火もあった。9 月にも数回噴火、鳴動、降灰。 マグマ噴出量は 0.00012 DRE km ³ 。(VEI1)
▲1934～37(昭和 9～12)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 1934(昭和 9)年 11 月小規模噴火：1935(昭和 10)年 1、2 月に 1 回ずつ噴火。4 月に数回噴火し特に 20 日は爆発音、空振が大きく山麓で戸障子はずれガラス破損。5 月も活発でしばしば山火事発生。6～11 月も毎月数回噴火。 1936(昭和 11)年 2～4、7～11 月に毎月数～数十回の噴火。特に 7 月 22 日には爆発音の外聴域出現。7 月 29 日及び 10 月 17 日にそれぞれ登山者 1 名死亡。1937(昭和 12)年 2～7 月に毎月数回噴火。3 月 18 日爆発音、空振大きく山麓で戸障子被害、降灰は関東中部に及ぶ。 マグマ噴出量は 0.00024 DRE km ³ 。(VEI1.4)
▲1938～42(昭和 13～17)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 3～12 月に毎月数～数十回噴火。5 月 21 日に爆発音の外聴域出現、山麓でガラス破損。6 月 7 日降灰多量。噴出物総量 2×10 ⁵ m ³ 。7 月 16 日登山者若干名死亡、農作物被害。9 月 20 日に山麓でガラス破損。10 月 4 日、12 月 11 日、28 日に爆発音大きく可聴域大。9 月 26 日 13:43 噴煙高度 8200m。1939(昭和 14)年全月数回噴火。2 月 2、15 日には爆発音大きく可聴域大。1940(昭和 15)年 2、4～6、9～11 月に毎月数回、12 月から噴火回数増加。1941(昭和 16)年毎月十数～数十回噴火。4 月 1 日爆発音の可聴域大、山麓でガラス破損多数。7 月 13 日死者 1 名、負傷者 2 名。 1942 年全月数～数十回噴火。5 月には可聴域大、山火事など。 マグマ噴出量は 0.0002 DRE km ³ 。(VEI1.3)
▲1944～45(昭和 19～20)年	噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 1944(昭和 19)年 6～12 月に毎月数回～数十回噴火。

年代	現象	活動経過・被害状況等
		1945(昭和20)年1~8、10~11月に数~数十回噴火。
▲1946(昭和21)年	噴火	10月29、30日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。10月に1回噴火。
▲1947(昭和22)年	小規模：マグマ噴火	7月6日、8月14日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 6、7、8月に1回ずつ噴火。8月14日12:17の噴火では噴石、降灰、山火事、噴煙高度12000m、登山者9名死亡。 マグマ噴出量は0.00004 DRE km ³ 。(VEI1)
▲1949(昭和24)年	マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 3、4、7~10月噴火。8月15日噴火時に転倒して登山者4名負傷。特に9月活発、9月3、21日は爆発音の外聴域出現。
▲1950~51(昭和25~26)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 1950(昭和25)年9月23日04:37の噴火で登山者1名死亡、6名負傷、山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現。火口縁北側に巨大岩塊噴出(千トン岩)。10、12月にも1回ずつの噴火、噴石、降灰。1951(昭和26)年2~6月に1~数回の噴火。 マグマ噴出量は0.00004 DRE km ³ 。(VEI1)
▲1952(昭和27)年	噴火	6月7、13、14日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。6月に3回噴火、降灰。
▲1953~55(昭和28~30)年	噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 1953(昭和28)年12月に6回噴火、降灰；1954(昭和29)年1~7月毎月数十回、8月以後10月を除き毎月数回噴火。6月24日関東南部に達する降灰。9月6日かなりの範囲に噴石、降灰。 1955(昭和30)年1~6月毎月1~数十回噴火。6月11日爆発音の外聴域出現。
▲1958~59(昭和33~34)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下、火砕流。噴火場所は釜山火口。 1958(昭和33)年：10~12月活発に噴火。11月10日22:50爆発、爆発音の可聴域大、多量の噴石、火砕流、降灰、噴出物総量3.6×10 ⁵ m ³ 、空振による山麓のガラス・戸障子の被害広範囲、爆発地震の震度2(軽井沢町追分)。 1959(昭和34)年：毎月1~十数回噴火し、ときどき降灰。4月14日は噴石のため山腹に多数の山火事、関東南部まで降灰。 マグマ噴出量は0.00022 DRE km ³ 。(VEI1)
▲1961(昭和36)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下、火砕流。噴火場所は釜山火口。 8~11月に毎月数~数十回噴火。8月18日14:41に23ヶ月ぶりに噴火、かなりの範囲に噴石、降灰、行方不明1名、耕地、牧草に被害、噴出物総量7×10 ⁴ m ³ 。 マグマ噴出量は0.00004 DRE km ³ 。(VEI1)
▲1965(昭和40)年	水蒸気噴火	5月23日。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。 5月に弱い噴火、黒煙のみ確認。その後、約4年間地震活動の活発な状態続く。
▲1973(昭和48)年	中規模：マグマ噴火、(泥流)	火砕物降下、火砕流、泥流。噴火場所は釜山火口。 2月1日未明に火映。地震多発。同日19:20に11年3ヶ月ぶり(1965年5月の弱い噴火を除く)に大きな噴火をして5月24日まで活動。2月1日空振により山麓のガラス戸破損。小規模な火砕流が3回発生(2月1日、6日、3月10日)。 マグマ噴出量は0.00044 DRE km ³ 。(VEI2)
1981(昭和56)年	地震	3月7~11日、8月10~12日。地震群発。
▲1982~83(昭和57~58)年	小規模：水蒸気噴火、(泥流)	火砕物降下、火砕流、泥流。噴火場所は釜山火口。 1月17日地震群発。4月26日2:25噴火：小規模の火砕流、房総半島まで降灰。農作物被害。10月2日ごく小規模噴火：群馬県長野原町でごく少量の降灰。火砕流と泥流は1982年4月26日に発生。1983(昭和58)年4月8日01:59爆発：爆発音、火口上に電光と火柱、

年代	現象	活動経過・被害状況等
		山腹(南斜面)で山火事発生、長野県・関東地方北部・福島県の太平洋岸まで降灰。(VEI0.9)
▲1990(平成2)年	ごく小規模：水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。地震・微動多発(その中で7月20日に噴火)。7月20日早朝噴火。火口から東～東北東山麓の狭い範囲で微量の降灰。(VEI0)
1991(平成3)年	地震	地震回数やや多い。1～9月。
1994(平成6)年	地震	地震回数やや多い。11月24日M2.3の地震発生(震度1:軽井沢町追分)。7～12月。
1995(平成7)年	地震・噴煙	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。4～7月。
1996(平成8)年	地震・噴煙	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。5～12月。
1997(平成9)年	地震・噴煙	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。1～5月。
1999(平成11)年	地震	8月上旬～中旬地震多発。11～12月上旬地震回数やや多い。
2000(平成12)年	地震・噴煙	4月17日地震多発。9月18日～23日地震多発。10月下旬～12月地震回数やや多い。11月下旬～12月噴煙活動やや活発。
2001(平成13)年	地震・噴煙	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。1～4月。
2002(平成14)年	地震・噴煙・火山ガス・火映	6月22日地震多発。6～9月地震回数やや多い。噴煙活動活発。火口底温度上昇。火山ガスにより山麓の樹木変色。9月微弱火映。
▲2003(平成15)年	ごく小規模：水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。2月6日は火口周辺のみ、3月30日は山頂部から山腹にかけて少量の降灰。4回の噴火のいずれかにより、火口付近(火口縁から約300m)に最大4cmの火山礫(れき)が飛散。噴煙活動活発。(VEI0)
▲2004(平成16)年	小規模：マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。7月下旬から噴煙活動活発。微弱火映。火口底温度上昇。火山ガスにより山腹の樹木変色。8月31日夜より地震多発。9月1日20:02に21年ぶりに爆発して活動を再開。9月1日の爆発は、大きい爆発音と空振(205パスカル:軽井沢町追分)を伴い、噴石を飛散、山頂の北東6kmまで最大3cmの火山礫が降下、北東方向の群馬県・福島県(最も遠いところは相馬市)の一部で降灰。9月14～18日小規模噴火がしばしば発生、特に16日未明～17日夕方はほぼ連続的に発生。南東の軽井沢町には多量の降灰があり、群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県(最も遠いところは勝浦市)の一部でも降灰。この頃火口底に新しい溶岩が出現。9月23日19:44爆発。中程度の爆発音と空振が発生。爆発地震により御代田町御代田で震度1。山頂の北北東4kmに最大3cmの火山礫が降下、北北東方向の群馬県・新潟県・山形県(最も遠いところは東根市)の一部で降灰。9月29日12:17爆発。弱い爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢町追分・御代田町御代田で震度1を観測。山頂の北4kmに最大4cmの火山礫が降下、北から北北東方向の群馬県嬬恋村・長野原町・草津町等の一部で降灰。11月14日20:59爆発。大きい爆発音と中程度の空振を伴い、山頂の東4kmに直径4～5cm火山礫(最大は7.5cm)が降下、長野県、群馬県、栃木県の一部で降灰。マグマ噴出量は0.00006 DRE km ³ 。(VEI1)
▲2008(平成20)年	マグマ噴火	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。2008年8月10日2:37ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m南東方向。2008年8月11日20:50ごく小規模な噴火。噴煙の高さ200m南。2008年8月14日7:59頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m南東。
▲2009(平成21)年	小規模：マグマ水蒸気爆発?	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。2月2日1:51頃～8:00頃小規模噴火。噴煙の高さ2,000m南東方向。火口から約1kmに弾道を描いて飛

年代	現象	活動経過・被害状況等
		<p>散する大きな噴石が飛散。降灰は関東地方南部まで確認。</p> <p>2月9日6:34頃～10:15頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m東。軽井沢町の一部の地域で微量の降灰を確認。</p> <p>2月9日～2009年2月12日</p> <p>9日11:30頃～12日08時頃小規模噴火</p> <p>9日17:10頃高さ1000m 流向：北東</p> <p>10日4:50頃高さ1400m 流向：南東</p> <p>11日2:50頃高さ：1000m 流向：東軽井沢町の一部の地域で微量の降灰を確認。</p> <p>2月12日16:51頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ300m南東。</p> <p>2月12日18:07頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m南東。</p> <p>2月12日21:02頃～22:12頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ500m南東。</p> <p>2月16日13:00頃～14:00頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m東。</p> <p>2月16日16:35頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ雲のため不明。</p> <p>東京大学浅間火山観測所で微量の降灰を確認。</p> <p>2月17日18:33頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m東。</p> <p>3月15日23:48頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ200m東。</p> <p>4月14日7:32頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m北東。</p> <p>4月30日20:02頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ500m北東。</p> <p>5月3日3:20頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ400m北東。</p> <p>5月27日1:41頃ごく小規模な噴火。600m直上。マグマ噴出量は0.00001 DRE km³。(VEI1)</p>
2011(平成23)年3月～4月	地震	<p>東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、3月12日から山頂火口の南及び南東で地震活動が活発化。4月19日M1.6(震度1：軽井沢町追分)。</p>
2015(平成27)年6月	小規模：水蒸気噴火	<p>火砕物降下。噴火場所は山頂火口。</p> <p>6月16日8:50頃ごく小規模な噴火。火口付近北側および浅間山の北から北東にかけて微量の降灰を確認。山頂火口からの白色噴煙、青白色の火山ガスの噴出、微弱な火映、空震を確認。8:12～19:28連続的な火山性微動を確認。</p> <p>6月19日17:00頃ごく小規模な噴火。火山ガスの放出量が多い状態続く。16:26～22:28連続的な火山性微動を確認。</p>

※参考：気象庁ホームページ「浅間山 有史以降の火山活動」、火山活動解説資料

<噴火史>

(1)浅間火山活動以前

浅間火山の位置する地域は、新第三紀より火山活動が断続的に続いており、浅間山の北東部から南部には新第三紀の火山岩類(堆積物を含む)が山地を形成している。また、北方には四阿火山や草津白根山などの第四紀の火山が、西部には浅間山に連なる烏帽子火山群が分布している。このうち草津白根山は、現在でも活発に活動を続けている。

(2)黒斑期

浅間火山周辺に堆積している火山灰層の観察からは、始良Tn火山灰(AT)より下の層準には、明瞭な噴火堆積物が確認できない。このことから、ATが降下したおよそ2.2万年前以前には、黒斑火山の活

動が活発でなかったと予想される。

2.1 万年前、軽石を放出する軽石噴火が発生し、室田軽石 (BPy) を放出した。その後も活発に火山活動が続き、3,000m に及ぶ成層火山が形成された。

2 万年前には黒斑山の東側斜面で大規模な山体崩壊が発生し、崩落物は岩屑なだれとなって山腹を流下した。岩屑なだれは東方に向かって流下したが、高度山、浅間牧場などの高地に遮られ、北東部及び南東部、南西部へと向きを変え、これらの地域に広範囲に岩屑を堆積させた。応桑、塩沢、塚原で観察できる流れ山はこのときに形成されたもので、パッチワーク状の角礫岩が観察できる。また、北東に流れた土砂は吾妻川まで流入し、大規模な泥流として下流域に達した。泥流の規模は大きく、浅間山から約 50 km 離れた前橋一帯を湿地に変える程のものであった。(早田 1991)

山体崩壊後も火山活動は活発に続き、数十年から数百年おきに軽石や火山灰を放出した。黒斑山の火山活動を示す褐色の軽石層 (BPx) は、群馬県の松井田町でローム層の間に 8 枚確認されている。(早田 1991)

(3) 仏岩期

活動の中心を黒斑山の東方に移し、より珪長質で粘性の高いマグマによる火山活動が発生した。1.95 万年前には離山溶岩円頂丘が活動し、南方 (南軽井沢) に分布する雲場軽石が堆積した。1.8 万年前には小浅間山溶岩円頂丘が活動し、東方 (白糸の滝) に白糸の滝軽石を堆積させた。

また、大窪沢や弥陀ヶ城岩、千ヶ滝で見られるように、粘性の高い仏岩溶岩を噴出し、現在の前掛山東南斜面の仏岩火山を形成した。

(4) 軽石流期

仏岩期に続いて火砕流や軽石流を噴出する活動が活発となった。1.68 万年前及び 1.54 万年前には大規模な火砕流が発生し、大窪沢軽石 1 (0kP-1) 大窪沢軽石 2 (0kP-2) と呼ばれる軽石層が堆積した。

1.36 万年前には現在の前掛山山頂付近から噴出した軽石流が、浅間山全体を覆うように流れ、北は吾妻川まで、南は千曲川に達するまで広がり、軽石流台地を形成した。このときの噴火によって浅間山周辺で見られるカラフルな火山灰互層、黄色軽石 (YP) を降下させた。この大規模な軽石流堆積直後に孺恋降下軽石を堆積させる軽石噴火が生じた。

(5) 前掛期

およそ 1 万年前頃から現在の前掛山で新しい火山活動が始まり、成層火山が形成された。(早田 1991) 現在も継続中である。

前掛期には中規模の軽石噴火が約 1,000 年に一度の割合で発生し、中間型火砕流 (荒牧 1957) も度々発生している。軽石噴火のなかで、比較的規模の大きなものは、約 8,200 年前、約 5,400 年前、約 4,500 年前、4 世紀中頃、天仁元年、天明 3 年に発生している。

4-2-2 草津白根山

＜有史以降の火山活動＞

(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
1783(天明3)年	温泉異常	草津温泉温度急上昇、浴客死亡。
▲1805(文化2)年	水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は湯釜。 長野県方面に降灰、樹木枯死。
▲1882(明治15)年	中規模：水蒸気噴火	8月6日。火砕物降下。噴火場所は湯釜、 涸釜付近。 泥土噴出し、弓池埋没、樹木枯死、1か 月前から山頂で鳴動、噴火当日の14:00 頃山麓で遠雷のような音響が聞こえ、そ の夜噴火。(VEI2)
▲1897(明治30)年	水蒸気噴火	7月8、31日8月3-16日。火砕物降下。 噴火場所は湯釜。 1月頃からときどき鳴動。7月8日0:00 従来の湯釜火口の北東200m地点(湯釜 火口内)で噴火、泥土・岩塊噴出。同日5: 00 その南西200m地点で再び爆発、熱 泥・湯噴出。付近の硫黄採掘所全壊、降 灰草津に及ぶ。7月31日大池の南で地 震、鳴動を伴う爆発、泥土・岩塊を噴出、 150kgの巨石を900m飛ばす。8月2日鳴 動とともに爆発、噴石。8月3日にも爆 発、負傷者1名。以後中旬まで鳴動、と きに熱泥土噴出。
▲1900(明治33)年	水蒸気噴火	10月1日。噴火場所は湯釜。
▲1902(明治35)年	小規模：水蒸気噴火	7月15日、8月20日、9月4、17、23-24 日。火砕物降下。噴火場所は弓池北岸。 7月15日噴火し、水蒸気・砂石を噴出、 浴場・事務所の建物全壊。8月20日小爆 発。9月4～6日しきりに爆発、灰・水蒸 気噴出。万座温泉で降灰3cm。9月17 日鳴動、降灰多量。9月24日鳴動、噴石 盛ん。(VEI1)
▲1905(明治38)年	水蒸気噴火	10月。硫黄流出。噴火場所は湯釜？
▲1925(大正14)年	中規模：水蒸気噴火	1月22日。火砕物降下。降灰。噴火場所 は湯釜北壁。(VEI2)
▲1927～28(昭和2～3)年	水蒸気噴火	12月31日、1月29～31日。火砕物降下。 噴火場所は湯釜および湯釜火砕丘南東 斜面。 岩塊・泥土噴出。硫黄流出、吾妻川・利 根川で魚死ぬ。
▲1932(昭和7)年	小規模：水蒸気噴火	10月1、4、6、8、16、18、23、24、27 日。火砕物降下。噴火場所は湯釜、涸釜 および湯釜火砕丘南東斜面の亀裂3。 火口付近で死者2名、負傷者7名、山上 施設破損甚大。泥流、殺生河原降灰、噴 出物総量 $1.6 \times 10^4 \text{m}^3$ 、爆発エネルギー $1.6 \times 10^{18} \text{erg}$ 、11月頃まで活動。(VEI1)
▲1937～39(昭和12～14)年	中規模：水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は湯釜。 37年11月27日、12月1、28、30、31 日。38年1月1、2、8日、2月7、8、13、 16日、7月22日、9月22、26日、10月 5日。39年3月24、30日、4月1-3、5、 7、9-19、24、27、28、30日、5月3、10、 19日、8月28日。11月27日爆発、鳴動。 12月1、28、30、31日爆発、降灰。1938 年にはときどき噴煙活動。1939(昭和14) 年2～5月には噴火、降灰。(VEI2)
▲1940～41(昭和15～16)年	水蒸気噴火	4、9月、翌年1月。噴煙活動(黒煙)。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1942(昭和17)年	水蒸気噴火	2月2日。火砕物降下。噴火場所は湯釜・水釜火砕丘南東斜面および北斜面の火口列, 水釜北東部 割目を生じ、噴煙、降灰、鳴動、火口付近の施設破損。
▲1958(昭和33)年または1959(昭和34)年	水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は湯釜。火口付近一帯に降灰。
1963(昭和38)年	噴気	湯釜外側南東斜面の噴気活動が衰え、水釜外側斜面の噴気活動が活発化。また、同時に、弓池の水は澄んだ。
1971(昭和46)年	火山ガス	12月27日。温泉造成のボーリング孔のガス(H ₂ S)もれによる中毒死、死者6名。
▲1976(昭和51)年	小規模：水蒸気噴火	3月2日。噴火場所は水釜北東部。水釜で小規模な水蒸気爆発。噴気活動は4月頃から次第に衰える。(VEI1)
同上	火山ガス	8月3日。本白根山白根沢(弁天沢)で滞留火山ガスにより登山者3名死亡。
1977(昭和52)年	地震	1月4日。14:26局地的な有感地震、最大有感距離約15km、逢の峰・芳ヶ平ヒュッテ震度4
▲1982(昭和57)年	小規模：水蒸気噴火	10月26日、12月29日。火砕物降下。噴火場所は湯釜北西部および涸釜。 10月26日湯釜・涸釜の数か所で小規模な水蒸気爆発。12月29日湯釜で小規模な水蒸気爆発。(VEI1)
▲1983(昭和58)年	小規模：水蒸気噴火	7月26日、11月13日、12月21日。降下火砕物。噴火場所は湯釜北西部および涸釜北側火口壁。 7月26日湯釜で小規模な水蒸気爆発。11月13日11:40と12:08の2回湯釜で水蒸気爆発。人頭大の噴石を600~700mの範囲に放出、降灰は東南東方向、渋川まで達する。涸釜北側火口壁下部に亀裂(幅30cm、長さ45m)を生ず。12月21日湯釜と涸釜で小規模な水蒸気爆発。
1986(昭和61)年	地震	6月。地震多発。
1987(昭和62)年	地震	10月中旬。地震多発。
1989(昭和64~平成元)年	地震、火山性微動	1月6日微動。6、7日湯釜湖面一部暗色変色。10~11月地震多発。
1990~91(平成2~3)年	地震、火山性微動	2月~9月。地震、微動多発、湯釜湖面度々変色。
2004(平成16)年	湖水変色、地震	5月17日。湯釜で湖水の吹き上げが目撃され、その後変色水が確認された。 5月19~22日。湯釜火口の北西約7km付近を中心に一時的に地震増加。
2008(平成20)年	噴気	5月。北側噴気地帯の東側斜面で新たな噴気確認。 7月湯釜火口内北東部に極めて小規模な噴気孔を新たに確認。 10月水釜火口の北側斜面で新たな噴気確認。
2011(平成23)年3月	地震	東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、湯釜の北約3kmで地震活動が活発化。

※参考：気象庁ホームページ「草津白根山 有史以降の火山活動」

＜火山活動史＞

(1)第1噴火期

この山域でもっとも古い火山活動は、57 万年前にさかのぼる。現在の本白根山の南側斜面付近に出現した松尾沢火山である。松尾沢火山は溶岩や火砕流の流出を繰り返し、山体を形成した。なお、松尾沢火山はその後山体崩壊し、原形を失った。

(2)第1休止期

第1噴火期の火山活動の後、休止期があったが、その期間は明らかではない。

(3)第2噴火期

松尾沢火山では、37 万 5,000 年前に洞口溶岩が流出し、1 万年間程度の火山活動があった。第2噴火期の火山活動は次の噴火期に比べ、大きなスケールで起こっている。初期に大規模な火砕流流下を起こし、続いて多量の溶岩を流下し（旧期溶岩と総称される）、末期に岩屑なだれが多発した。入道沢では、岩屑なだれの流下に起因して、軽石の噴出、小規模火砕流の発生があり、谷沢原の台地が形成されたが、これが最後の火砕流発生となった。また、この時期以降、岩屑なだれは発生していないようである。

(4)第2休止期

約 30 万年間、火山活動は休止した。

(5)第3噴火期

18,000 年前、現在の白根山頂付近で爆発的噴火が始まった。第3噴火期の始まりである。以降、爆発的噴火の繰り返しにより、岩塊や火山灰が火口付近に降下し、火砕丘が形成された。つづいて、複数の溶岩流が流下した。この間、15,000 年前には逢の峰火砕丘が形成され始めた。3,000 年前には、現在の本白根山頂付近で、爆発的噴火が始まり、その後多数の火口が生じて、火砕丘列が形成された。殺生河原に見られる殺生溶岩ほか複数の溶岩流の流下が続いた。なお、第3噴火期の溶岩は新期溶岩と総称される。

2,500 年前の火山灰降下以来しばらくの間、噴火の痕跡はなく、歴史時代の噴火は1805年の記録が初めてである。また、1807 年にも噴火とも思われる記録がある。以後、静穏期がつづいたが、1882 年に噴火があり、現在に至るまで、たびたび噴火している。これらの噴火はいずれも小規模な爆発的噴火で、狭い範囲に少量の岩塊や火山灰を降下させることが多かった。ただし、1937 年から 1939 年は活発な噴火活動があった。1939 年 4 月 24 日には草津市街地に降灰し、日中にもかかわらずランプを 1 時間ともした。灰の厚さは 6 cm に達したので、交通などに大きな支障をきたしたものと推察される。歴史時代を通じて、噴火による人的被害の事例は少なく、湯釜で硫黄採掘をしていた鉱夫が湯釜の噴火により被災した例に限られる。

草津白根山では複数地点で硫化ガスの噴出が続いており、無風下でガスがたまる悪条件がそろうと危険である。過去にはスキー客、登山客など外来者が被災した例があり、種々の対策が講じられている。なお、硫気変質に起因する地すべりが複数地点で見られる。

5 通信関係

5-1 通信ルート

番号	市町村名	通信ルート	受付期間		中継・伝達機関		受信機関
22	嬭恋村	①消防	→	西部消防署 嬭恋分署	→	吾妻広域町村圏振興 整備組合消防本部	→ 群馬県 総務部 危機管理室
		②警察	→	長野原警察署	→	群馬県警察本部	
		③衛星携帯	→	嬭恋村役場(1台)			

5-2 衛星携帯電話設置場所一覧表

設置場所(数)	所在地
嬭恋村役場(2)	嬭恋村大字大前 110
万座プリンスホテル(1)	嬭恋村大字干俣 2401(万座温泉)

5-3 防災行政無線同報系拡声子局一覧表

グループ	番号	子局	グループ	番号	子局名	グループ	番号	子局名
田代	1	田代1		22	細原開拓	別荘	43	紀州ロイヤル
	2	田代小	西窪	23	西窪		44	王領地
	3	田代支所	門貝	24	門貝		45	三井ノ森
	4	古永井	三原	25	東小学校		46	第一観光
	5	新鹿沢		26	嬭恋会館		47	日本興業
	6	農場	27	岩井堂	48		磯村建設	
干俣	7	上の貝		28	笹平	49	湯本ガーデン	
	8	干俣支所	鎌原	29	鎌原1	50	大蔵屋開発	
	9	干俣上		30	鎌原2	51	小松地所	
	10	仁田沢		31	西窪開拓	52	ホテルアスプロ	
大笹	11	塩の島		32	浅間開拓		53	白樺ビレッジ
	12	無量院	芦生田	33	芦生田		54	寿産業
	13	御関所橋	袋倉	34	下袋倉		55	鬼押出し
	14	砂井		35	上袋倉	大笹	56	長井支所
	15	北山開拓	今井	36	今井	今井	57	仙之入五区
	16	大平開拓		37	半出来	大笹	58	登城
	17	中原開拓		38	石津	三原	59	三原
	18	山梨開拓	39	仙之入	60		シヤクナゲ園	
大前	19	役場	万座	40	万座			
	20	大前	別荘	41	三洋開発			
	21	農協本所		42	紀州鉄道			

6 協定関係

6-1 小諸市・嬭恋村消防相互応援協定

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく小諸市(以下甲という。)と嬭恋村(以下乙という。)との消防相互応援はこの協定に定めるところによる。

第2条 この協定は、高峰高原における火災、救急等の災害発生の際、甲、乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 甲又は乙の管轄区域内に火災、救急等災害が発生したときは、応援側の状況判断により、応援隊数、人員を決定し資器材をもって応援活動するものとする。

第4条 応援に要した経費の負担は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 1 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費負担は応援側の負担とする。
- 2 応援に際し発生した重大な機械器具等の破損の修理は又は隊員の死傷による療養費等の負担に関してはそのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第6条 本協定を証するため正本2通を作成し甲、乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は昭和60年10月31日から施行する。

長野県小諸市長

塩川 忠 巳

群馬県吾妻郡嬭恋村長

森田 啓 次 郎

6-2 災害対策基本法に関する手続き協定

嬭恋村と長野原警察署は、災害対策基本法（以下「法」という。）の規定による、相互の権限行使に伴う「要求」「通知」の手続きについて、次のとおり協定する。

平成3年8月31日

吾妻郡嬭恋村長

森田啓次郎

長野原警察署長

警視 横堀貞夫

（目的）

第1条 この協定は、法第2条第1項第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の機関が、法の規定による「要求」「通知」を迅速、的確に行うことによって協力体制を確立し、被害の軽減と円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（様式）

第2条 法の規定による「要求」「通知」については、原則として次の様式を用いるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等によることができることとし、この場合、事後速やかに所定の様式により行うものとする。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1)法第59条第2項（警察署長の事前措置等）関係 | 別記様式第1及び第2 |
| (2)法第61条第1項（警察官等の避難の指示）関係 | 別記様式第3 |
| (3)法第61条第2項（警察官等の避難の指示）関係 | 別記様式第4 |
| (4)法第63条第2項（警察官等の警戒区域の設定権）関係 | 別記様式第5及び第6 |
| (5)法第64条第7項（警察官等の物的応急公用負担）関係 | 別記様式第7及び第8 |
| (6)法第65条第2項（警察官等の人的応急公用負担）関係 | 別記様式第9及び第10 |

（連携の保持）

第3条 嬭恋村と長野原警察署は、平素緊密な連携を保ち、この協定の実効があがるように努めるものとする。

なお、この協定によりがたい事情が生じた場合には、必要により相互に協議するものとする。

附 則

この協定は、平成3年9月1日から実施する。

別記様式第 1

要求第 号

警察署長の事前措置要求書

長野原警察署長
殿

により、災害が発生するおそれがあるところから、災害対策基本法第 59 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり事前措置を講じられるよう要求する。

年 月 日
嬭 恋 村 長

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件	
上記の占有者、所有者、管理者等	
設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置等の指示内容	
備考	

別記様式第2

通知第 号

警察署長の事前措置結果通知書

嬭 恋 村 長
殿

年 月 日、災害対策基本法第59条第2項の規定に基づき、事前措置要求のあったことについて、次のとおり指示をしたので災害対策基本法第59条第2項の規定に基づき通知する。

年 月 日
長野原警察署長

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件	
上記の占有者、所有者、管理者等	
設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置等の指示内容	
備考	

別記様式第3

要求第 号

警察官による避難の指示要求書

長野原警察署長
殿

により、災害が発生し、又は発生するおそれがあるところから、災害対策基本法第61条第1項の規定に基づき、次のとおり警察官による避難の指示を要求する。

年 月 日
嬭恋村 長

立ち退き指示を必要と認める地域	
立退き先	
備考	

別記様式第 4

通知第 号

警察官による避難の指示結果通知書

嬭 恋 村 長
殿

年 月 日、災害対策基本法第 6 1 条第 1 項の規定に基づき、避難指示要求のあったことについて、次のとおり指示をしたので災害対策基本法第 6 1 条第 2 項の規定に基づき通知する。

年 月 日
長野原警察署長

指示者の官職、氏名	
指示をした地域	
立退き先	
備考	

別記様式第5

要求第 号

警察官の警戒区域設定要求書

長野原警察署長
殿

により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているところから、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、次のとおり警戒区域の設定を要求する。

年 月 日
嬭 恋 村 長

設定警戒区域

備考

別記様式第6

通知第 号

警察官の警戒区域設定結果通知書

嬭 恋 村 長
殿

年 月 日、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域設定要求のあったことについて、次のとおり指示をしたので、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき通知する。

年 月 日
長野原警察署長

設定者官職、氏名	
設定区域	
備考	

別記様式第7

要求第 号

警察官の物的応急公用負担要求書

長野原警察署長
殿

により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているところから、災害対策基本法第64条第7項の規定に基づき、次のとおり物的応急公用負担を要求する。

年 月 日
嬭恋村 長

公用負担すべき、土地、建物、その他の物件等	
上記の占有者、所有者、その他の権原者等	
備考	

別記様式第8

通知第 号

警察官の物的応急公用負担結果通知書

嬭 恋 村 長
殿

年 月 日、災害対策基本法第64条第7項の規定に基づき、物的応急公用負担要求のあったことについて、次のとおり行ったので災害対策基本法第64条第7項の規定に基づき通知する。

年 月 日
長野原警察署長

実施者官職、氏名	
公用負担をした土地、建物、その他の物件等	
上記の占有者、所有者、その他の権原者	
備考	

別記様式第9

要求第 号

警察官の人的応急公用負担要求書

長野原警察署長
殿

により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているところから、災害対策基本法第65条第2項の規定に基づき、次のとおり人的応急公用負担を要求する。

年 月 日
嬭 恋 村 長業務従事者
(住所、氏名、職業、年齢等)

備考

別記様式第10

通知第 号

警察官の人的応急公用負担結果通知書

嬭 恋 村 長
殿

年 月 日、災害対策基本法第64条第7項の規定に基づき、人的応急公用負担要求のあったことについて、次のとおり行ったから災害対策基本法第65条第2項の規定に基づき通知する。

年 月 日
長野原警察署長

実施者官職、氏名	
業務従事者 (住所、氏名、職業、年齢等)	
備考	

6-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

吾妻郡嬭恋村（以下「甲」という。）と長野原警察署（以下「乙」という。）とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通路確保のため、警察官の補助者として嬭恋村交通指導員の運用について次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、長野原警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

（出動要請）

第3条 甲は、乙の要請を受けたときは、交通指導員に出動要請をするものとする。

（業務の実施）

第4条 交通指導員は緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

（災害補償）

第5条 交通指導員が、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する。

（費用負担）

第6条 乙が甲に要請し出動した交通指導員にかかる経費（前条に定める経費を除く。）については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年1月10日

甲	嬭恋村長	松	本	先
乙	長野原警察署長	大	澤	博

6-4 群馬県防災航空隊応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）が、群馬県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の応援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が応援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(応援出動の要請)

第3条 この協定に基づく応援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航が必要と認める場合に、群馬県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1)市町村等の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2)災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3)防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合。
- (4)その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援出動の要請の方法)

第4条 応援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1)応援の種別
- (2)災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況
- (3)災害現場の気象状況
- (4)災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5)場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6)その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

- 2 前条の規定による応援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援出動した場合の防災航空隊の災害現場における指揮は、災害現場を管轄する市町村長等が行う。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことが

できるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく応援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。
ただし、防災航空隊が第6条に規定する者の指揮下において活動中に、第三者に損害を与えた場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年5月20日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成9年5月20日

群馬県	
群馬県知事	小 寺 弘 之
(市町村等)	
群馬県吾妻郡嬭恋村長	松 本 先

6-5 災害時における嬭恋村内郵便局、嬭恋村間の協力に関する覚書

嬭恋村内各郵便局を代表して、三原郵便局長（以下「甲」という。）及び嬭恋村長（以下「乙」という。）は嬭恋村内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、嬭恋村及び嬭恋村内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、嬭恋村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱および援護対策
- (2) 甲が所有し、または管理する施設および用地の提供
- (3) 乙が所有し、または管理する施設および用地の提供
- (4) 郵便局または嬭恋村が収集した被災村民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けた時は、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（防災訓練への参加）

第5条 嬭恋村内の郵便局は、嬭恋村の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては三原郵便局長、乙においては嬭恋村役場総務課長とする。

（協 議）

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた時は、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年10月28日

郵政省

三原郵便局長 下 谷 和 一

嬭恋村

嬭恋村長 松 本 先

付 則

嬭恋村内郵便局は 三原郵便局、大笹郵便局、田代郵便局

6-6 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、吾妻郡各町村長（以下「甲」という。）と吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部消防長（以下「乙」という。）が火災又は地震等の災害時（以下「災害時」という。）の消火活動等に関し、社団法人群馬県建設業協会吾妻支部（以下「丙」という。）に重機等の機材及び人員の応援を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の内容)

第2条 この協定は、災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときは、乙の要請により、丙に属する組合員の所有する重機等の機材及び人員を活用し、地震等の災害時における倒壊家屋等の排除、又は消防隊の消火活動に活用するための応援業務について定めるものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、災害時、又は消火活動を実施するうえで丙の応援が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、丙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送致するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする機材数及び人数
- (3) 応援を必要とする日時及び活動場所
- (4) その他参考となる事項

(業務の実施)

第4条 丙は、乙からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

(報 告)

第5条 丙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに乙に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した協会員（会社）名
- (2) 応援に従事した機材数及び人数
- (3) 応援に従事した日時及び活動場所
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 第4条の規程による業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

なお、料金算定にあたっては、実費の請求により甲丙協議のうえ決定するものとする。

(事 故 等)

第7条 丙の供給した応援機材が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該機材を交換してその活動を継続するものとする。

2 丙は応援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災 害 補 償)

第8条 応援業務のための運行を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づき政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月1日

(甲)	中之条町長	小 湊 光 平
	東村長	鳥 山 安 男
	吾妻町長	加 辺 茂 吉
	長野原町長	田 村 守
	嬭恋村長	松 本 先
	草津町長	市 川 紘 一 郎
	六合村長	本 多 秀 里
	高山村長	割 田 良 次

(乙)	吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部
	消防長 里 見 福 三

(丙)	社団法人 群馬県建設業協会吾妻支部
	支部長 池 原 透

別記様式 1 (第 3 条関係)

平成 年 月 日

社団法人群馬県建設業協会吾妻支部
支部長

様

吾妻広域町村圏振興整備組合
消防長

要 請 書

「火災又は地震等の災害時における応援に関する協定」に基づき、下記のとおり重機等の機材及び人員の応援を要請します。

記

- 1 災害の状況及び重機等の機材及び人員応援の要請を必要とする事由

- 2 応援機材及び従事者数
 - (1)機材 (数)

 - (2)従事者数

- 3 日時・場所
 - (1)日時

 - (2)場所

- 4 その他参考事項

以上

別記様式2（第5条関係）

平成 年 月 日

吾妻広域町村圏振興整備組合

消防長

様

社団法人群馬県建設業協会吾妻支部

支部長

実 施 報 告 書

「火災又は地震等の災害時における応援に関する協定」に基づき、下記のとおり重機等の機材及び人員の応援を実施しましたので報告します。

記

1 業務実施結果

実施日時 (期間)	場所 (搬送距離)	協会員名 (会社名)	出動機材実数 (延べ数)	従事者実数 (述べ数)	備考

◎ 各車両の活動記録を添付のこと。

2 その他必要な事項（活動内容を簡記のこと。）

以上

6-7 震災等大規模災害時における相互応援に関する協定

東京都千代田区（以下「甲」という。）と群馬県吾妻郡嬭恋村（以下「乙」という。）とは友好提携を締結する都市として相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域において地震等の大規模災害が発生した場合、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な応援の要請は、必要事項を示し連絡担当課を通じて、行うものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応援に努めるものとする。

なお、通信手段が途絶し、直接要請することが不可能な場合に、応援を要する状況にあることが判明したときも同様とする。

（応援内容）

第4条 前条に規定する、応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受入れのための施設の提供
- (4) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した者が負担するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資及び応援職員等の輸送は、応援する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

（連絡担当課）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したとき又は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに情報交換を行うものとする。

(ボランティアへの支援)

第8条 甲及び乙は、個人又は団体から応援の申し出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

(啓発事業への協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(付 則)

1 この協定は、平成10年6月1日から施行する。

2 「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定書」(昭和64年4月1日施行)は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年5月26日

甲	東京都千代田区九段南一丁目6番11号 東京都千代田区長	木村茂
乙	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地 群馬県嬭恋村長	松本先

6-8 群馬県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者（以下「会員」という。）が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区（以下「地区」という。）に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県（以下「県」という。）は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示（様式第1号）に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

(1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。

(2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、ブロック

代表都市に応援を要請する。

(3)ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。

(4)ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及び第3号)を提出するものとする。

(1)災害の状況

(2)必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3)必要とする職種別人員

(4)応援期間

(5)応援場所及び応援場所への経路

(6)その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。

(2)応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。

(3)応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。

(4)応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1)連絡担当部課等(様式第4号)
- (2)応急資機材の保有状況(様式第5号)
- (3)応援に従事できる職員数(様式第6号)
- (4)水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓 練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

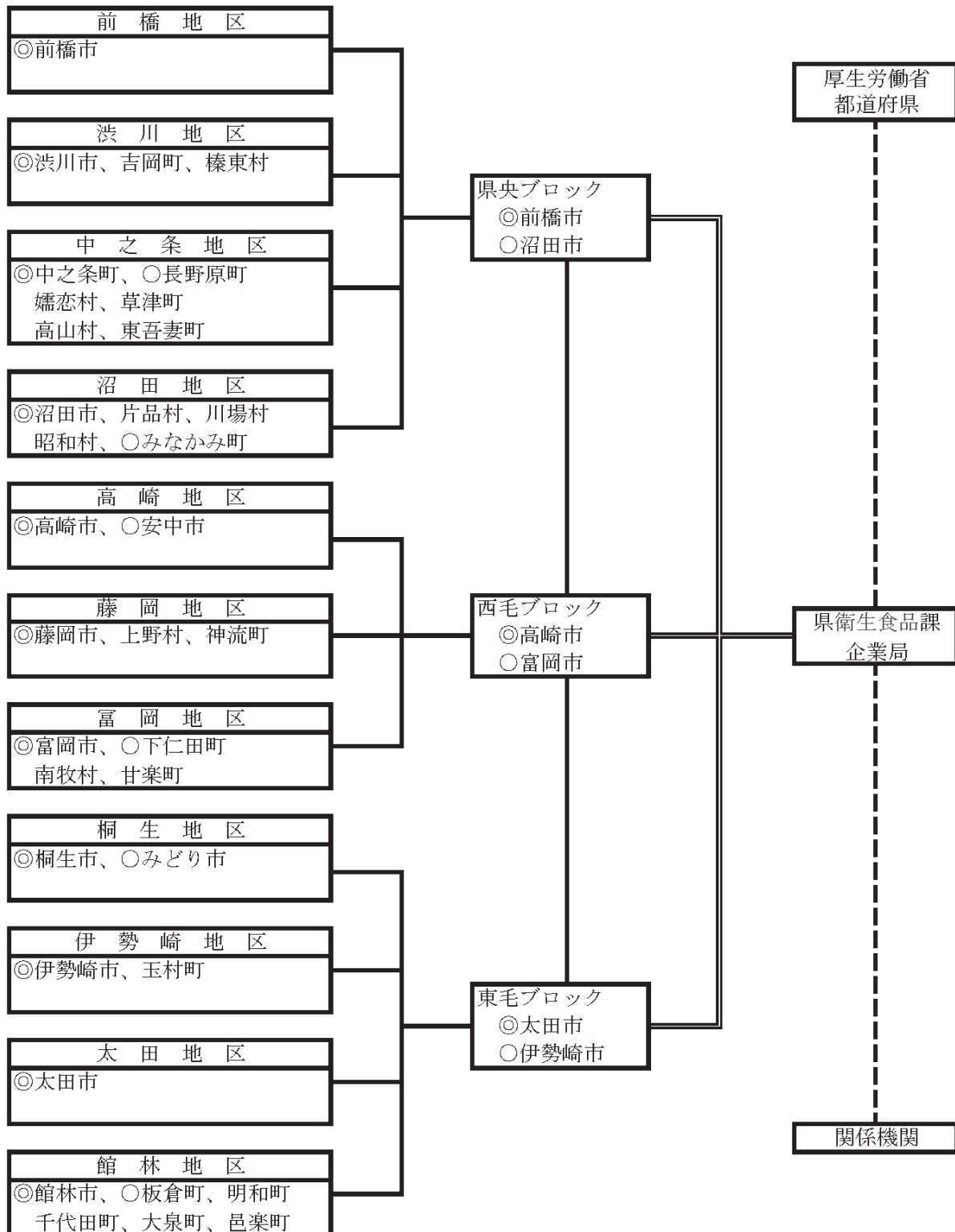
この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県知事	小寺 弘之	赤城村長	齋藤 光雄	妙義町長	伊丹 良純
前橋市長	萩原 弥惣治	子持村長	阿久津 貞司	下仁田町長	神戸 文夫
富士見村長	齋藤 啓治	小野上村長	村上 三衛	南牧村長	工藤 増猪一
大胡町長	横堀 文雄	伊香保町長	石坂 稔	甘楽町長	黒沢 常五郎
宮城村長	櫻井 敏道	榛東村長	一倉 登	中之条町長	小淵 光平
粕川村長	松村 慶作	吉岡町長	高野 一男	東村長	唐沢 保八郎
高崎市長	松浦 幸雄	藤岡市長	塚本 昭次	吾妻町長	一場 貞
榛名町長	石井 清一	新町長	高橋 功	長野原町長	田村 守
倉淵村長	阿久津 正	鬼石町長	関口 茂樹	嬭恋村長	松本 先
箕郷町長	秋月 保教	吉井町長	武藤 恒正	草津町長	市川 紘一郎

群馬町長	清水 稔	万場町長	宮前 鍬十郎	六合村長	本多 秀里
碓氷上水道企業団企業長	中島 博範	中里村長	小林 一夫	高山村長	割田 良次
渋川市長	登坂 秀	上野村長	黒澤 丈夫	沼田市長	西田 洽司
北橋村長	小林 幸男	富岡市長	今井 清二郎	白沢村長	中村 玉樹
利根村長	小林 市郎	尾島町長	相澤 邦衛		
片品村長	梅澤 羊太	新田町長	山崎 昭		
川場村長	横坂 太一	館林市長	中島 勝敬		
月夜野町長	小林 雅男	板倉町長	針ヶ谷 照夫		
水上町長	腰越 孝夫	明和町長	斎藤 憲		
新治村長	鈴木 和雄	千代田町長	襟川 幸雄		
昭和村長	加藤 秀光	大泉町長	高野 和男		
伊勢崎市長	高橋 基樹	邑楽町長	神藤 茂		
赤堀町長	金井 昇				
東村長	松原 宣夫				
境町長	長沼 和幸				
玉村町長	井田 金七				
桐生市長	大澤 善隆				
新里村長	小池 仍壽				
黒保根村長	高澤 敏夫				
東村長	高畑 彰				
藪塚本町長	小川 喜一				
大間々笠懸上水道企業段企業長	近藤 昭次				
太田市長	清水 聖義				

群馬県水道災害相互応援協定組織図 H22（暫定）



- ◎ 代表都市 ○ 副代表都市
- 水道事業者が直接応援要請できる範囲
- == 水道事業者が他県等へ応援要請をする経路
- - - 水道事業者の要請を受けて県が応援要請を行う

6-9 群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用の維持管理に関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と嬭恋村（以下「乙」という。）は、別紙に定める群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備（以下「設備」という。）の運用及び維持管理について次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害の応急対策事務並びに一般行政事務に活用するため、設備の運用及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設備設置に係る行政財産の使用）

第2条 甲は、設備の設置に当たって、乙の行政財産を使用するものとし、その使用料は無償とする。

（設備の運用）

第3条 乙は、群馬県防災行政無線運営要綱等に基づいて設備を運用するものとする。

（設備の管理）

第4条 乙は、設備を善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

2 乙は、設備について、盗難、滅失、破損又は機能の減損の事態が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

3 甲は、設備の維持管理に必要な保守点検を実施するものとする。なお、電気事業法に定める非常用発電機の点検等の保安管理は別に定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 甲及び乙は、設備が常に正常に機能するように管理し、維持管理等に要する経費の負担は次によるものとする。

（1）甲が負担する経費

ア 設備の保守点検及び故障修理に要する経費

イ 電波法の規定による手数料（免許申請、落成検査、再免許申請、定期検査等の手数料）

ウ 地域衛星通信網の利用に要する分担金

エ 衛星通信システムに接続されているNTT（ADSL等）回線等の料金

オ 甲の都合により、設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

（2）乙が負担する経費

ア 設備の運用に要する電気料及び燃料費

イ ファクシミリ（普通紙仕様）の用紙・トナー及びプリンターの用紙・インクカートリッジに係る補充・取替に要する消耗品費

ウ 乙の本庁舎以外に設置してある震度計のNTT加入回線の料金

エ 乙の都合により、設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

オ 乙の過失によって設備が盗難、滅失又は破損が生じた場合に要する経費

(3) 甲、乙協議して負担する経費

ア 設備の老朽化による更新に要する経費

イ 電波法の改正に伴う設備の変更に要する経費

(設備の設置場所等の変更)

第6条 乙は、設備の設置場所等の変更を必要とするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(電波法に基づく事務手続)

第7条 甲は、電波法に基づく申請、報告等の必要が生じたときは、速やかに所定の事務手続を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年12月1日から、平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに甲、乙いずれからも特に申入れがない場合には、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

附 則

この協定の施行に伴い、昭和62年10月20日に締結した「群馬県防災行政無線局の運営に関する協定書」及び平成9年1月1日に締結した「群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書」は廃止する。

この協定書の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 大澤 正 明

乙 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110
嬭恋村長 熊 川 栄

別紙

嬭恋村設置

群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備

(1)衛生通信システム

設備		数量	備考
1	パラボラアンテナ	1基	1.8mφ
2	発動発電機	1台	5KVA
3	無停電電源装置A	1台	UPS 2KVA
4	防災用分電盤	1面	避雷器付
4-1	分電盤(屋内)	1面	
4-2	分電盤(屋外)	-	
4-3	ブレーカ増設	-	
5	衛星端局装置	1台	融雪制御盤付
6	IP回線制御装置	1台	
7	端子盤	1個	端子、モデム、ゲートウェイ、HUB
8	光成端盤	-	
9	ファクシミリ	1台	アダプター付
10	一斉受令電話機	2台	アダプター付
11	一斉受令スピーカ	1個	
12	IRD	1台	受像機付、21インチ
13	個別電話機	5台	

(2)震度情報システム(支所等の震度情報装置を含む)

設備		数量	備考
1	震度情報装置A	1組	計測部、処理表示部、GPSアンテナ
2	震度情報装置B	-	処理表示部
3	震度情報装置C	-	計測部、処理部、GPSアンテナ、遠隔表示部

(3)防災情報システム

設備		数量	備考
1	防災情報端末装置	1式	パソコン一式、カラープリンタ、ルータ
2	夜間休日用表示端末	1台	ノートPC
3	無停電電源装置B	-	UPS 0.5KVA

(4)各設備共通

設備		数量	備考
1	電線及びケーブル	1式	各種

6-10 群馬県防災情報通信用発動発電機の保安管理に関する協議書

群馬県（以下「甲」という。）と嬭恋村（以下「乙」という。）とは、甲が乙の庁舎に設置する防災情報通信用発動発電機（以下「発電機」という。）の保安管理について次のとおり協議する。

（目的）

第1条 甲は、電気事業法に基づく乙の使用区域内に設置する発電機の保安管理を乙の電気主任技術者に寄託するものとする。

（保安点検等）

第2条 乙の電気主任技術者は、自家用電気工作物保安規程に基づき、発電機の定期点検又は動作試験を実施し、当該発電機の保安管理を行うものとする。

（外部委託）

第3条 乙は、発電機の保安管理を外部の電気主任技術者に委託する場合は、その費用を甲に請求できるものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、前条の発電機の保安管理に要する費用を負担するものとする。

（支払方法）

第5条 乙は、電気設備保安管理業務に要する費用のうち、甲の発電機に係る年間費用を一括して当該年度の2月中に甲に請求するものとする。

（設備の変更）

第6条 乙の都合により、電気設備容量の変更が生じ、甲の発電機の保安管理に係る年間費用にも変更が生じた場合には別途協議する。

（有効期限）

第7条 この協議書の有効期限は、平成19年12月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲、乙いずれからも廃止の申入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協議書に定めのない事項及びこの協議書について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定する。

この協議書の締結を証するため、この協議書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 大澤正明
乙 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110
嬭恋村長 熊川 栄

6-1-1 浅間山火山防災連絡事務所の業務等に関する申合せ

浅間山火山防災対策連絡会議を構成する関係自治体及び関係機関は、気象庁が浅間山周辺における火山防災業務の推進のために設置する「浅間山火山防災連絡事務所」（以下、「連絡事務所」という。）が実施する業務等について、下記のとおり申し合わせる。

記

1 連絡事務所の設置目的等

連絡事務所は、主として火山の現地観測及び浅間山周辺の県、市町村（以下、「周辺自治体」という。）と気象庁との連絡・調整等を行うことを目的として設置する。

また、火山災害の防止・軽減の観点から周辺自治体と連絡事務所の火山防災に係る業務を、可能な限り相互間で協力のうえ行うことにより、相互理解を深め、緊急時を含む火山防災業務の一層の円滑かつ確実な実施をめざすものとする。

2 連絡事務所の設置日及び設置場所

連絡事務所は、平成20年4月1日をもって、長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字北浦1706番地8軽井沢消防署内に設置する。

3 連絡事務所の所属及び職員

連絡事務所は、気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター（以下、「気象庁火山センター」という。）に属するものとし、火山業務を担当する職員（以下、「事務所職員」という。）2名を配置する。

4 執務時間等

事務所職員の執務時間は、軽井沢町職員の執務時間に準ずる。ただし、噴火等の異常時においてはこの限りでない。

5 連絡事務所の業務

事務所職員は、気象庁火山センターの指揮のもと、次の各業務を実施する。

- (1) 火山活動の評価や噴火警報等の発表に必要な現地観測（大学や気象研究所等関係機関との共同観測を含む。）の実施
- (2) 火山活動の評価や噴火警報等の発表にあたっての周辺自治体及びその他の防災関係機関（以下、「周辺自治体等」という。）への連絡・解説
- (3) 周辺自治体等と気象庁との火山防災に関する連絡・調整及び火山防災に係る関係会議等への参画
- (4) その他、(1)から(3)号に関し必要な業務

6 周辺自治体と連絡事務所との連携協力

周辺自治体と連絡事務所は、火山災害の防止・軽減の観点から、緊急時における円滑かつ確実な防

災対応を図るため、平時から周辺自治体と連絡事務所が連携協力するよう心がけるものとする。

7 その他

上記の各事項を変更する必要がある場合は、あらかじめ申合せ締結者間において協議する。

平成20年3月31日

(浅間山火山防災対策 連絡会議1号委員)

群馬県吾妻郡長野原町長

群馬県吾妻郡嬭恋村長

長野県小諸市長

長野県佐久市長

長野県北佐久郡軽井沢町長

長野県北佐久郡御代田町長

(気象庁)

気象庁地震火山部火山課長

気象庁長野地方气象台長

気象庁前橋地方气象台長

(事務局)

群馬県総務部消防防災課長

長野県危機管理局危機管理防災課長

6-12 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

(趣旨等)

- 第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。
- 2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
 - (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(応援要請)

- 第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式 第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。
- 2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。
- 4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。
- 5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

(自主的な応援)

- 第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(経費負担)

- 第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行った市町村等の間で協議し、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(補 足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(成 立 等)

第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記様式第2号）を県に提出した時に成立するものとする。（平成20年4月1日成立）

- 2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。
- 3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、
 渋川地区広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、
 富岡甘楽衛生施設組合、甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、
 西吾妻環境衛生施設組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、
 太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組合、大泉外二町環境衛生施設組合

別記様式第1号

群馬県災害廃棄物等処理応援要請書

年 月 日

群馬県環境森林部廃棄物政策課長 あて

市町村等の長

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援の調整を要請します。

記

1 連絡先

- ・担当部課：
- ・連絡責任者：
- ・電話：
- ・FAX：
- ・電子メールアドレス：

2 災害廃棄物等に関する状況

(わかる範囲でその概要を記載すること)

3 応援要請内容（例示）

①し尿

- ・仮設トイレの必要な基数、期間、設置場所等
- ・バキューム車の必要な台数、期間、応援場所等
- ・他市町村等の処理施設により処理するし尿の量、応援期間等

②ごみ

- ・収集車の必要な種類、台数、期間、応援場所等
- ・他市町村等の処理施設により処理するごみの種類、量、応援期間等

③その他

- ・必要とする人員、資機材等の種類、数量、応援期間、応援場所等

別記様式第2号

同 意 書

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定の締結に同意する。

年 月 日

群馬県知事

あて

市町村等長名

印

6-13 消防組織法第39条に基づく相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定書は消防組織法第39条に基づき、消防力の組織力、有機的活用により充分なる消防任務の達成を図るとともに広域消防体制の確立を期さんとするものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 火災応援のため応援隊の派遣
- (2) その他の災害に対する人員資機材の派遣・提供

(応援の方法)

第3条 火災発生の場合は、これが防御鎮圧のため協定者はそれぞれの区域内の消防警備上支障の生じない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 消防機関が町村境に接した地区に火災の発生を認知した場合は、原則として1隊(分団又は部。以下同じ)を派遣するものとする。ただし、火災等の状況により応援側の町村長(消防長及び消防署長を含む。以下同じ)が必要と認める場合は町村長の指示した隊数
- (2) 要請があった場合は、その要請隊数
- (3) 応援側の町村長が必要と認めた場合は全隊数

第4条 水災、その他の災害に際し、人員資機材の要請があった場合は、応援側の認定により相互に応援するものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話、その他の通信手段により要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類、状況、被害の程度
- (2) 応援を要する人員、資機材、車両種別数量
- (3) 派遣日時、場所
- (4) 連絡すべき現地最高責任者の職氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援地の町村長
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し長に指揮命令するいとまのない場合は、直接隊員に命令ししかる後、長に連絡するものとする。
- (3) 応援出動隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を現地の最高責任者に報告するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に際し、受援地において発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は建物施設に対する事故による補償費もしくは隊員及び一般人の死傷による療養扶助費に関しては協定当事者の相互協議により決定するものとする。
- (2) 応援の間における職員手当及び被服の損料は、応援側の負担とする。
- (3) 消防ポンプによる作業が1時間以上に及ぶときは、その超過する部分の燃料費は受援地側の負担とする。

(雑 則)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、関係当事者間において定めることができる。

第9条 この協定は平成22年4月23日から実施する。

以上の協定の成立を証するため、当事者押印の上各一通を保存する。

平成22年4月23日

中之条町長 入内島道隆

長野原町長 高山欣也

嬭恋村長 熊川 栄

草津町長 黒岩信忠

高山村長 荒木 毅

東吾妻町長 中澤恒喜

6-14 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修(以下「甲」という。)と、嬭恋村長 熊川 栄(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、嬭恋村の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下、情報交換という。)について定め、もって、迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 嬭恋村内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 嬭恋村災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月28日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙) 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地
嬭恋村長 熊川 栄

6-15 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

嬭恋村（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPガス協会吾妻支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、嬭恋村において地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに可能の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

（引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

（費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月5日

甲 嬭恋村大前110
嬭恋村長 熊川 栄

乙 吾妻郡中之条町大字折田102-3
一般社団法人群馬県LPガス協会吾妻支部
支部長 岩田 孝光

6-16 災害時における救援物資提供に関する協定書

嬭恋村（以下「甲」という。）とコカ・コーライーストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定書を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 嬭恋村内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲に対策本部が設置され、その対策本部から災害時における物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- (1) 甲は、「災害支援用ユニット」搭載の自動販売機を使って、乙の自販機飲料を取り出し、災害の被災者及び施設利用者に供することができるものとする。乙は機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、速やかに供給体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- (3) 乙は、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。
- (4) 前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期 間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって延長するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成27年6月30日

甲	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110 嬭恋村長	熊 川 栄
乙	群馬県高崎市八幡町227 コカ・コーライーストジャパン株式会社 群馬販売部	糸 井 宏 幸
	販売部長	

7 救急・救助関係

7-1 自衛隊派遣部隊の宿泊可能施設一覧表

施設名	管理者	宿泊施設	電話番号	面積(m ²)
旧鎌原小学校	教育委員会	体育館	0279-96-0511	854
旧干俣小学校	教育委員会	体育館	0279-96-0511	864
旧田代小学校	教育委員会	体育館	0279-98-0511	891
西部小学校	校長	体育館	0279-96-0013	1,050
東部小学校	校長	体育館	0279-97-3026	1,550
孺恋中学校	校長	体育館	0279-96-0009	3,221
農村環境改善センター	村長	体育館	0279-96-1551	476

※避難所として使用しているときは別の施設にするものとする。

8 医療関係

8-1 医療機関名簿

8-1-1 災害拠点病院

(1)基幹災害拠点病院

H27.04.01現在

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	療養	精神	結核	感染症
前橋赤十字病院	日本赤十字社	前橋市朝日町 3-21-36	027-224-4585	592	586	0	0	0	6

(2)地域災害拠点病院

H27.04.01現在

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	療養	精神	結核	感染症
原町赤十字病院	日本赤十字社	東吾妻町原町 698	0279-68-2711	227	184	39	0	0	4

8-1-2 村内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
桜井クリニック	孺恋村西窪 30-3	0279-97-3800
孺恋村国民健康保険診療所	孺恋村大字三原 458-1	0279-97-3020

9 輸送・交通関係

9-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

H27.04.01 現在

路線名	担当 土木 事務所	指定区間	延長	交通量	交通規制基準		雨量観測所 対象番号	備考
					予備規制 (通行注意)	通行規制 (通行止)		
					気象条件	気象条件		
(国)144号	中之条	嬭恋村大字今井(山下) 嬭恋村大字三原(三角岩)	2.2	10,558	100	140	20	落 土 石
(国)144号		嬭恋村大字田代(鹿沢発電所) 嬭恋村大字田代(毒水橋)	1.2	2,905	140	180	21	落 土 石
(一)牧干俣線		嬭恋村大字干俣 嬭恋村大字干俣(国道292号交点)	3.9	343	80	120	27	路 崩 落 傍 決 壊

※連続雨量とは降り始めからの降雨量の累計であるが、降雨の中断が2時間以内の場合は連続雨量として加算するものとする。

9-2 緊急輸送道路指定路線一覧表

区 分	路 線 名
第1次緊急輸送道路	一般国道144号
第2次緊急輸送道路	一般国道146号
第3次緊急輸送道路	一般国道292号 鬼押ハイウェイ 主要地方道59号草津嬭恋線

※緊急輸送道路の詳細については、群馬県ホームページに「緊急輸送道路図」の掲載あり

9-3 火山周辺道路の交通規制

(村外の道路も含む。)

(1) 浅間山

◎第1次規制（第1次対象地域：半径8キロメートル）

番号	道路名	規制地点
1	県道大笹北軽井沢線(県道235号)	嬭恋村大字大笹 大笹三差路酒店前
2	国道146号	長野原町大字北軽井沢 北軽十字路
3	浅間・白根火山ルート(鬼押ハイウェイ)	嬭恋村大字鎌原字上の原 鎌原料金所

※引用元：平成26年版火山噴火（爆発）防災計画（群馬県）

◎第2次規制（第2次対象地域：半径12キロメートル）

番号	道路名	規制地点
4	国道144号	嬭恋村大字鎌原 笹平交差点食堂前
5	国道146号	長野原町大字応桑 応桑三差路
6	国道144号	国道144号と県道東御嬭恋線の交点
	県道東御嬭恋線(県道94号)	
7	浅間・白根火山ルート(万座ハイウェイ)	嬭恋村大字三原字岩井堂 岩井堂三差路
8	県道長野原倉淵線(県道54号)	高崎市倉淵町川浦地内 二度上峠入口

※第2次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所

※引用元：平成26年版火山噴火（爆発）防災計画（群馬県）

◎第3次規制（第3次対象地域：半径16キロメートル）

番号	道路名	規制地点
9	国道146号	長野原町大字羽根尾 羽根尾三差路
10	国道145号	長野原町大字大津 大津交差点
11	県道長野原倉淵線(県道54号)	高崎市倉淵町川浦地内 月並
12	国道18号(旧道)	安中市松井田町坂本 ドライブイン前
13	県道北軽井沢松井田線(県道56号)	安中市松井田町坂本
14	上信越自動車道	下仁田町大字馬山 下仁田I.C.
15	一般国道18号(碓氷バイパス)	安中市松井田町入山字上ノ原

※第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所

※引用元：平成26年版火山噴火（爆発）防災計画（群馬県）

(2)草津白根山

◎噴火警戒レベル2＝交通第1次規制（山頂火口より半径1キロメートル）

番号	道路名	規制地点
1	国道292号	草津町大字草津字白根国有林 158 林班 殺生河原 駐車場前 (火山活動状況により、殺生河原駐車場前から草津 町大字草津字白根国有林 158 林班 天狗山レスト ハウス前へ規制地点を変更する。)
2		嬭恋村大字干俣字熊四郎山 万座三差路

※引用元：平成26年版火山噴火（爆発）防災計画（群馬県）

◎噴火警戒レベル3＝交通第2次規制（山頂火口より半径2キロメートル）

番号	道路名	規制地点
3	国道292号	草津町大字草津字白根国有林 158 林班 殺生河原 駐車場前 (火山活動状況により、殺生河原駐車場前から草津 町大字草津字白根国有林 158 林班 天狗山レスト ハウス前へ規制地点を変更する。) 吾妻郡中之条町大字入山字入山国有林 146 林班 渋峠ゲート※ ¹
4	県道牧干俣線 (県道466号)	嬭恋村大字干俣 (異常気象時における交通規制ゲート設置箇所)

※交通第2次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所

※引用元：平成26年版火山噴火（爆発）防災計画（群馬県）

※¹噴火警戒レベル3となった場合には、渋峠ゲートにおいて交通規制を実施するが、群馬県関係機関が交通規制を実施するには危険予想範囲となる国道292号を通行しなければならない。安全を考慮して、渋峠ゲートで交通規制を実施する場合には、中之条土木事務所からの応援要請により、長野県北信建設事務所中野事務所、山ノ内町、中野警察署がそれぞれ連絡を取り、隣接町村の協力体制として交通規制を実施する。

◎噴火警戒レベル4又は5＝交通第3次規制（山頂火口より半径3キロメートル・5キロメートル）

番号	道路名	規制地点
5	国道292号	草津町大字草津字白根国有林 158 林班 天狗山 レストハウス前 長野県側：下高井郡山ノ内町大字平隠字松小根 7148-44 旧横手料金所(熊の湯)
6	浅間・白根火山ルート(万座ハイウェイ)	嬭恋村大字三原上野 1449-57 三原料金所
7	林道山田入線	長野県側：高山村大字奥山田 3681-59 附近 高山村七味温泉上流の橋
8	県道112号大前一須坂線	長野県側：高山村大字牧 2657-22 附近 高山村大字牧字福井原 乙見橋

※交通第3次規制＝第1次規制箇所＋第2次規制箇所＋第3次規制箇所

※引用元：平成26年版火山噴火（爆発）防災計画（群馬県）

10 ヘリコプター関係

10-1 ヘリポート適地一覧表

H27.04.01 現在

市町村名	名称	所在地	面積(東西)×(南北)
嬭恋村	総合グラウンド	嬭恋村大字芦生田 557-1	100×200
	東部こども園	嬭恋村大字鎌原 1339	130×80
	嬭恋村運動公園	嬭恋村大字大笹 1-1	100×100
	夏季スケート練習場	嬭恋村大字大前 1120	80×70
	旧田代小学校グラウンド	嬭恋村大字田代 438	70×60
	旧干俣小学校グラウンド	嬭恋村大字干俣 1313	100×60
	長野原町浅間園	嬭恋村鎌原 1053-20	20,000

1 1 物資供給関係

1 1 - 1 主要備蓄物資一覧表

<大前>

食糧	アルファ米
資機材	炊飯セット(赤十字)
	防災釜(小)
	救助用資機材セット
	折畳みリヤカー
	発電機
	コードリール
	投光器
	チェーンソー
	スコップ(剣)
	スコップ(角)
	唐鍬
	つるはし(片鶴)
	つるはし(両鶴)
	かけや
	のこぎり
ブルーシート(青)	
救急箱	
配布用品	毛布
	飲料水用パック 16L
	飲料水用パック 10L

<鎌原>

資機材	規制用ロープ(100m)
	規制用バリケード
	土のう
	ブルーシート(青)
配布用品	毛布
	飲料水用パック 16L
	飲料水用パック 10L
	災害用寝袋

<各地区公民館>

資機材	防災釜(小)
-----	--------

<水防倉庫>

資機材	テント
	テント(簡易)
	土のう
	チェーンソー
	高枝切りチェーンソー
	草刈機
	バイク(50cc)
配布用品	毛布

<孺恋村役場倉庫>

食糧	アルファ米
資機材	ストライカー
	手動式油圧カッター
	エンジンカッター
	チェーンソー
	投光機
	大光量投光器
	バルーンライト
	ヘルメット
	救急セット
	避難所看板
	赤色灯(脚付)
	担架
	発電機
	コードリール
	AED(訓練用)
土のう	
配布用品	毛布
	パック毛布

<孺恋会館>

食糧	アルファ米
配布用品	毛布

<分署>

食糧	防災釜(大)
配布用品	折畳みリヤカー

1 2 衛生関係

1 2 - 1 清掃施設一覧表

(1)し尿処理施設

H27.03.31 現在

事務所名	施設名	施設所在地	規模(kl/日)	管理者
吾妻	西吾妻衛生施設組合 西吾妻衛生センター	嬭恋村今井 285	40	嬭恋村長

(2)ごみ処理施設

H27.03.31 現在

事務所名	施設名	施設所在地	規模(kl/日)	管理者
吾妻	西吾妻環境衛生施設組合 西吾妻環境衛生センター ごみ焼却処理施設	長野原町与喜屋 1610-1	40	長野原町長

(3)粗大ごみ処理施設及び資源化施設

H27.03.31 現在

事務所名	施設名	施設所在地	規模(kl/日)	管理者
吾妻	西吾妻環境衛生施設組合 西吾妻環境衛生センター 粗大ごみ不燃ごみ処理施設	長野原町与喜屋 1610-1	24	長野原町長

(4)最終処分場

H27.03.31 現在

事務所名	施設名	施設所在地	埋立地面積(m ²)	全体容積(m ³)	管理者
吾妻	西吾妻環境衛生施設組合 西吾妻環境衛生センター 最終処分場(与喜屋)	長野原町大字与喜屋 1124-84	10,810	102,330	長野原町長

13 避難関係

13-1 指定緊急避難場所一覧表

H28.03.01 現在

指定緊急避難場所一覧表				
No.	名 称	所 在 地	指定避難所との重複	電 話
1	旧孺恋村立田代小学校	孺恋村田代 438	1	0279-96-0511
2	田代コミュニティセンター	孺恋村田代 418-3		0279-98-0637
3	旧孺恋村立干俣小学校	孺恋村干俣 1313	2	0279-96-0511
4	干俣生活改善センター	孺恋村干俣 365		0279-96-1778
5	仁田沢集落センター	孺恋村干俣 2407-171		0279-96-1954
6	孺恋村立孺恋中学校	孺恋村大笹 1654-2	3	0279-96-0009
7	孺恋村立西部幼稚園	孺恋村大笹 176-1		0279-96-1027
8	大笹公民館	孺恋村大笹 1720-1		0279-96-0511
9	大平集落センター	孺恋村大笹 3449-670		0279-96-1957
10	北山住民センター	孺恋村大笹 1979-376		0279-96-1956
11	中原住民センター	孺恋村大笹 3140		0279-96-1727
12	山梨コミュニティセンター	孺恋村大笹 2808		0279-96-1959
13	砂井公民館	孺恋村大笹 2084		0279-96-1958
14	孺恋村立西部小学校 ^{※2}	孺恋村大前 805-1	4	0279-96-0013
15	大前活性化センター	孺恋村大前 395-1		0279-96-0946
16	孺恋村役場	孺恋村大前 110		0279-96-0511
17	細原集落センター	孺恋村大前 2146-1		0279-96-1722
18	孺恋村農村環境改善センター ^{※1} 土砂災害時使用不可施設	孺恋村大前 1000	5	0279-96-1551
19	西窪生活改善センター ^{※1} 土砂災害時使用不可施設	孺恋村西窪 458-1		0279-97-1108
20	門貝コミュニティセンター ^{※1} 土砂災害時使用不可施設	孺恋村門貝 187		0279-97-1107
21	孺恋村立東部小学校 ^{※1} 土砂災害時使用不可施設	孺恋村三原 679-3	6	0279-97-3026
22	三原多目的集会施設 ^{※1} 土砂災害時使用不可施設	孺恋村三原 502-1		0279-97-3106
23	孺恋会館 ^{※2}	孺恋村三原 691	7	0279-80-2330
24	孺恋村立東部こども園	孺恋村鎌原 1339	8	0279-97-2670
25	鎌原公民館	孺恋村鎌原 398		0279-96-0511
26	鎌原多目的活動センター	孺恋村鎌原 427-2		0279-96-0511
27	浅間住民センター(浅間開拓)	孺恋村鎌原 1052-270		0279-96-0511
28	芦生田区民ふれあいセンター	孺恋村芦生田 480-2		0279-97-3313
29	袋倉生活改善センター	孺恋村袋倉 782-3		0279-96-0511
30	今井集落センター	孺恋村今井 1130-1		0279-96-0511
31	仙之入集落センター	孺恋村今井 1062-176		0279-97-4567
32	石津住民センター	孺恋村今井 1336-1		0279-97-4318
33	半出来コミュニティセンター	孺恋村今井 248-3		0279-97-1020
34	万座プリンスホテル	孺恋村干俣 2401		0279-97-1111

^{※1} 土砂災害時使用不可施設：土砂災害のおそれがあるときは、開設されません。

^{※2} 土砂災害警戒区域内の施設だが、土砂災害時でも2階以上であれば使用可能な施設。

1 3 - 2 指定避難所一覧表

H28. 03. 01 現在

指定避難所一覧表				
No.	名 称	所 在 地	指定緊急避難場所との重複	電 話
1	旧孺恋村立田代小学校体育館	孺恋村大字田代 438	1	0279-96-0511
2	旧孺恋村立干俣小学校体育館	孺恋村大字干俣 1313	3	0279-96-0511
3	孺恋村立孺恋中学校体育館・武道館	孺恋村大字大笹 1654-2	6	0279-96-0511
4	孺恋村立西部小学校体育館	孺恋村大字大前 805-1	14	0279-96-0511
5	孺恋村農村環境改善センター体育館	孺恋村大字大前 1000	18	0279-96-0511
6	孺恋村立東部小学校体育館	孺恋村大字三原 679-3	21	0279-96-0511
7	孺恋会館 3階大ホール	孺恋村大字三原 691	23	0279-80-2330
8	孺恋村立東部こども園体育館	孺恋村大字鎌原 1339	24	0279-96-0511

1 3 - 3 応急仮設住宅建設予定地一覧表

H27. 02 調査

所在地	敷地面積	戸数	備考(現状等)
孺恋村芦生田字川原 570-1	18, 332	40	総合グラウンド

14 文化財関係

14-1 指定文化財等一覧表

H28.04 現在

No	区分	名称	指定年月日	所在地	
1	国指定	天然記念物	浅間山溶岩樹型	嬭恋村鎌原 1053-10885 他	
2			湯の丸レンゲツツジ群落	嬭恋村鎌原字湯の丸山 1053-40	
3	県指定	重要文化財	今井東平遺跡注口土器(2点)	嬭恋村鎌原 494(嬭恋郷土資料館内)	
4		史跡	天明三年浅間焼け遺跡	嬭恋村鎌原 492(鎌原観音堂前)	
5			中居重兵衛の墓(附関係文書)	嬭恋村三原 260	
6		天然記念物	鳴尾の熊野神社大スギ	嬭恋村門貝 981	
7	村指定	重要文化財	円通殿	嬭恋村干俣 1320	
8			芭蕉の句碑	嬭恋村大笹 176-1(大笹神社前)	
9			享祿の経筒	長野原町応桑字小宿 547(常林寺内)	
10			鎌原の郷倉	嬭恋村鎌原 398	
11		史跡	抜道の碑	昭 48.12.18	嬭恋村大笹 1772-1
12			百番道しるべ観音	昭 48.12.18	嬭恋村田代鹿沢温泉 679
13			大笹関所跡	昭 48.12.18	嬭恋村大笹 322
14			大笹駅浅間碑(蜀山人の浅間やけ碑)	昭 48.12.18	嬭恋村鎌原字モロシコ 1053-45 内(鬼押出し園敷地内)
15			鎌原城址	昭 48.12.18	嬭恋村鎌原 756-1 他
16			花童子の宮跡	昭 51.6.8	田代吾妻山国有林 215 林班わ 1 小班
17			無量院の五輪塔	昭 51.6.8	嬭恋村大笹 370(無量院前)
18			今宮白山権現跡	昭 51.6.8	嬭恋村今井字今宮地内(衛生センター前)
19			今井地区遺跡群	昭 51.6.8	嬭恋村今井字峯 644-1 他
20			宝篋印塔	昭 51.6.8	嬭恋村今井字立石 608
21			熊四郎洞窟	昭 51.6.8	嬭恋村干俣字熊四郎山 2401
22			熊野神社奥の院と梵字岩	昭 51.6.8	嬭恋村門貝字鳴尾乙 499
23			延命寺石標	昭 51.6.8	嬭恋村鎌原 489(鎌原観音堂前)
24			天明大笹温泉引湯道跡	昭 51.6.8	嬭恋村鎌原字湯本 1053-2680 他
25		天然記念物	鬼岩	昭 51.6.8	嬭恋村千俣字熊四郎山国有林 204 林班つ 小班他
26			石樋	昭 51.6.8	嬭恋村干俣字熊四郎山国有林 202 林班ぬ 2 小班他

15 林野火災関係

15-1 林野火災特別地域対策事業の実施について

昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官
消防防第344号消防庁長官通知

近年林野火災は急増の傾向にあるが、最近における道路交通網の発達、レジャー人口の増加による出火機会の増大、農山村地域人口の流出による消防団員の減少等により林野火災の危険性は今後ともますます増大するものとみられるので、一段と林野火災対策を強化するとともに、林野火災の危険度が高く、とくに林野火災対策を充実強化する必要のある地域については、別紙を参考にして林野火災特別地域対策事業を実施するよう管下市町村を指導されたい。

(別紙)

林野火災特別地域対策事業の実施について

1 趣 旨

林野火災の実情にかんがみ、林野火災の危険度の高い地域において、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することにより、当該地域の林野火災の防止および被害の軽減を図り、あわせて、その成果をもとにして林野火災対策の推進に資するものとする。

2 林野火災特別地域の決定

1の林野火災対策事業を実施する地域(以下「林野火災特別地域」という。)は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等にかんがみ、とくに林野火災対策事業を実施する必要のある地域について、当該地域内の関係市町村が都道府県と協議して決定するものとする。

3 林野火災特別地域対策事業計画

(1) 事業計画の樹立

林野火災特別地域内の関係市町村は、都道府県と協議して林野火災特別地域対策事業計画(以下「事業計画」という。)を樹立するものとする。この場合、当該事業計画は、各種地域計画との調整を図った林野火災対策に関する総合的な計画とするものとする。

(2) 事業計画の内容

事業計画は、おおむね次の事項にかかる事業について、方針およびこれを実施するための具体的な計画を内容とするものとする。

- ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎょ訓練に関する事項

オ その他林野火災の防止に関する事項

4 関係団体および機関との連絡調整

関係市町村は、事業計画の樹立および事業の実施にあたっては都道府県、関係試験研究機関、森林管理局（署）、森林組合その他の関係団体および機関と連絡を密にして必要な調整を行うものである。

5 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業計画の樹立および事業の実施に必要な経費の一部について助成するものとする。

15-2 林野火災発生時における早期通報態勢について

消 第204号
平成9年2月5日

各市町村長
各消防本部消防長 様

群馬県総務部消防防災課長

林野火災発生時における早期通報態勢について

このことについては、平成8年2月13日付け消第268号により通知したところでありますが、林野火災の発生シーズンが到来したこと、及び、最近、林野火災の発生の際、県に対する通報がなされず、対応のまずさが懸念されたことなどから、林野火災に対する消火対策に万全を期するため、改めて、早期通報態勢の確認をお願いいたします。

確 認 事 項

1 通報態勢

- (1) 市町村は、林野火災が発生したことを覚知した場合は、その段階で速やかに第一報を、管轄する財務事務所に通報すること。なお、緊急を要する場合、あるいは財務事務所への連絡が取れない場合は、直接県消防防災課に通報すること。
- (2) 消防本部は、林野火災が発生したことを覚知した場合は、その段階で速やかに、第一報を県消防防災課に通報すること。

2 ヘリコプターの派遣要請

ヘリコプターの消火が必要と判断される場合は、その旨を口頭にて連絡すること。

- (1) 県は、火災状況から、防災ヘリ（5月から運航）あるいは自衛隊ヘリ、県外の応援ヘリ等の出動の判断をする。
- (2) 出動の要請は、とりあえず口頭（TEL）等で行うこととし、書面による手続きは追ってすることとする。
- (3) 要請市町村は、臨時ヘリポートの確保と消火薬剤等の準備に努めること。

16 災害救助法関係

16-1 災害救助基準

H27.04 現在

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)		災害発生の日から 20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内		災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区分	1人世帯			2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏			18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
			冬			30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏			6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700		12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 …使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 …国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 …協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 《一時保存》 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 《検案》 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

17 被災者等支援関係

17-1 災害弔慰金等の支給制度

(1)災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害(県内全ての市町村の被害が対象) 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村(当該都道府県以外も含む)の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町村 1/4、県 1/4、国 2/4

(2)災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ)

(3)災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率…年3%(据置期間3年～5年は無利子)、償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

(4)群馬県災害見舞金

支給機関	県(危機管理室)ただし市町村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者または行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者…1人 30万円 重傷者…1人 5万円 全壊…1世帯 10万円 半壊…1世帯 5万円 床上浸水…1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5)被災者生活再建支援金

①被災者生活再建支援法

根拠法令	被災者生活再建支援法																	
支給機関	県(危機管理室)ただし、被災者生活再建支援法人に委託																	
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村(ただし、人口10万人未満に限る) 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村(ただし、人口10万人未満に限る)																	
対象となる世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)																	
支給金額 ※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th>全壊 (①の世帯)</th> <th>解体 (②の世帯)</th> <th>長期避難 (③の世帯)</th> <th>大規模半壊 (④の世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)													
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円													
	単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円													

	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	
	支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
		単身世帯	150万円	75万円	37.5万円
	※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円				
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。 				

②群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等(上記「①被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～④」)が発生した災害
対象となる世帯	・上記「①被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「①被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「①被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から支援金を支給。 ・市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助。

(6)生活福祉資金(福祉資金－災害援護費)

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利 率…年1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子) 償還期間…据置期間(貸付日から6月以内)経過後7年以内

17-2 住宅再建・取得の支援制度

(1)災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

ア 建設資金

H27.04 現在

対象者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資金使途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	住宅部分の床面積が原則 13 ㎡以上 175 ㎡以下
貸付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資金… 1,500 万円以内 ・土地取得資金… 970 万円以内 ・整地資金… 400 万円以内 (特例加算(建設資金): 460 万円以内)
貸付条件	利率…年 1.28% (特例加算年 2.18%) 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 …35 年以内 ・木造(一般)の住宅 …25 年以内 (完済時年齢 80 歳制限あり)

イ 購入資金

H27.04 現在

対象者	(建設資金と同じ)
資金使途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
建設する住宅の規模	住宅部分の床面積が 50 ㎡(マンションの場合 30 ㎡)以上 175 ㎡以下
貸付金額	[新築購入] <ul style="list-style-type: none"> ・購入資金…2,470 万円以内 (うち土地取得資金 970 万円以内) [中古購入] <ul style="list-style-type: none"> ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 …2,170 万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 …2,470 万円以内 (うち土地取得資金 970 万円以内) (特例加算(購入資金): 460 万円以内)
貸付条件	利率…年 1.28% (特例加算年 2.18%) 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 …35 年以内 ・木造(一般)の住宅 …25 年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 …35 年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 …25 年以内 (完済時年齢 80 歳制限あり)

ウ 補修資金

H27.04 現在

対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた者
資金使途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
建設する住宅の規模	制限なし
貸付金額	補修資金…660万円以内 引方移転資金…400万円以内 整地資金…400万円以内
貸付条件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間…原則20年以内(完済時年齢80歳制限あり)

(2)地すべり等関連住宅融資

H27.04 現在

根拠法令	住宅金融支援機構法
貸付機関	住宅金融支援機構
貸付対象	地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第3項の関連事業計画に基づき移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づき除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で市町村長が発行した書類の写しを受けた方 土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方 密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方
資金使途	移転、建設、購入
住宅の規模	建設 …住宅部分の床面積が原則として13㎡以上 新築、リ・ユース購入 …住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合40㎡)以上 新築敷地面積 …一戸建てについては、100㎡以上 リ・ユース(プラス)敷地面積 …マンション以外の場合は1建築物について100㎡以上
貸付金額	[移転建設資金] ・移転、建設資金… 1,500万円以内 ・土地取得資金… 970万円以内 [購入資金] ・新築 … 2,470万円以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 …2,170万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 …2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算:460万円以内)
貸付条件	利率…年1.67% 償還期間 ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅 …35年以内 ・木造(一般)の住宅 …25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 …35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 …25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

(3)宅地防災工事資金融資

H27.04 現在

根拠法令	住宅金融支援機構法
貸付機関	住宅金融支援機構
貸付対象	宅地を土砂の流出などの災害から守るため、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法による、勧告及び改善命令を受けた場合
資金使途	勧告または改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金
貸付金額	1,060万円以内か工事費の90%のいずれか低い額
貸付条件	利 率…年1.38% 償還期間…15年以内(申込時に66歳以上だと完済時年齢80歳制限あり)

(4)母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

H27.04 現在

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸付機関	県(児童福祉課、保健福祉事務所)前橋市・高崎市在住の方は各市役所
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	200万円以内
貸付条件	利 率…年1.5%(保証人有・無利子) 償還期間…7年以内

(5)ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

H27.04 現在

補助機関	県(林業振興課)
対象者および対象住宅	県内に自己の居住用の一戸建て木造住宅を新築または購入する者(構造材補助・内装材補助)または県内にある自己が居住するための住宅を改装する者(内装材補助)
補助の条件	構造材の50%以上にぐんま優良木材(県内産木材による認証材)を使用すること(構造材補助) 内装及び建具にぐんま優良木材を10㎡以上使用すること(内装材補助)
補助額	各年度で定める募集戸数(予算額)の範囲内で補助構造材補助:ぐんま優良木材の使用割合、延床面積、柱材の太さに応じて15万円~80万円 内装材補助:上限20万円 ・内装材 3,000円/㎡ ・建具(引戸等) 3,000円/㎡ ・建具(開き戸) 11,000円/㎡ ※構造材補助と内装材補助の併用は不可

17-3 中小企業者に対する低利融資制度

(1)経営サポート資金(Cタイプ:災害復旧関連要件)

H27.04 現在

貸付機関	県(商政課)ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けたことについて事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)
貸付条件	利 率…年1.9%以内(責任共有制度対象外)、1.95%以内(責任共有制度対象) 償還期間…設備資金10年以内 運転資金7年以内

(2)中小企業高度化資金(災害復旧貸付)

H27.04 現在

貸付機関	県(商政課)
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90%以内 利 率…無利子 償還期間…20年以内

(3)政府系金融機関による貸付条件の優遇

H27.04 現在

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度	<直貸>災害1.5億円(別枠) <代理貸>災害7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)	<直貸>災害3,000万円 (各融資制度の限度に上乘せ)	<直貸>融資限度額の定めなし <代理貸>一般1億円
利率	基準利率 災害規模により軽減措置あり	基準利率 災害規模により軽減措置あり	所定利率
償還期間	<運転資金>10年以内 <設備資金>10年以内	各融資制度の返済期間以内	<運転資金>10年以内 <設備資金>20年以内

(4)その他制度

資金の種類	・ 嬭恋村小口資金融資制度 ・ 嬭恋村商業活性化資金市町村協調融資制度 ・ 嬭恋村労働環境整備資金融資制度
貸付対象者	被災者の状況を勘案し、嬭恋村小口資金融資審査会等の審査を経て行う。
貸与方法	制度融資の規定により行う。

17-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

(1)助成措置

根拠法令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	県(技術支援課)及び市町村
助成要件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風(以下「局地的災害」という。)による場合は5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円(局地的災害の場合は2,500万円)を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害の場合は10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 5 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 6 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 7 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助成対象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

(2)経営資金

H27.04 現在

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は2,500万円以内)
貸付条件	利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内(特別被害農業者の場合) 償 還 期 間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

(3)事業資金

H27.04 現在

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利 率…年 5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4)農漁業用施設資金

H27.04 現在

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円(農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあっては5,000万円) 若しくは1,000万円(農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあっては2,000万円)以内
貸付条件	利 率…年 4.5%以内 償 還 期 間…15年以内(農業近代化資金の貸付けを受ける場合)又は10年以内 (農業近代化資金の貸付けを受けない場合) 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

(5)(株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

H27.04 現在

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	うち 据置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、 土地改良区、 農協等	0.30% ～ 0.80%	25年以内	10年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.30% ～ 0.35%	10年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	＜共同利用施設＞ 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧 ＜主務大臣指定施設・災害復旧施設＞ 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農協、土地改良区、農業共済組合等 農業者等	0.30% ～ 0.80% 0.30% ～ 0.65%	20年以内 15年以内	3年以内 3年以内	
林業関係資金	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者 森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.35% ～ 0.70%	15年以内	5年以内
		台風、異常降雪等による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.35% ～ 0.70%	35年以内	20年以内	
	林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.35% ～ 0.70%	20年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	＜共同利用施設＞ 木炭倉庫その他の林業用共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合	0.35% ～ 0.70%	20年以内	3年以内	
		＜主務大臣指定施設＞ 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.35% ～ 0.70%	15年以内	3年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.35% ～ 0.45%	10年以内	3年以内	

18 孤立化集落対策関係

18-1 災害時における孤立化集落対策指針

平成21年2月9日制定

平成21年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成26年4月1日改正

第1 総則

1 背景・趣旨

平成19年9月の台風9号で甚大な被害を受けた本県西毛地域では、最大時で255世帯545人が孤立した。また、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震では震源地に近い地域の道路が寸断され、各地で孤立化集落が発生した。

災害発生時の孤立化集落は中山間地域に多く、過疎化や高齢化が進んでおり、避難等に特別な対策が必要となる要配慮者、避難行動支援者対策とも重なっている。

群馬県地域防災計画では、孤立化集落対策について、県、市町村そして地域住民が、孤立化解消に向けて諸対策を推進する事を定めているが、本指針は、孤立化を一刻も早く解消するため、関係機関と連携した事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めるものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 孤立化

豪雨、地震等（災害対策基本法第2条第1号に定める災害の原因となる事象）に伴う土砂流出や液状化等により集落から外部につながるすべての道路が途絶し、集落から四輪自動車による人の移動・物資の流通が不可能になる状態をいう。

(2) 孤立化集落

前号の状態となった集落をいう。

(3) 孤立化のおそれのある集落

法面崩壊等により、外部につながるすべての道路が全面通行止めとなるおそれがある集落をいう。

(4) 要配慮者、避難行動要支援者

ア 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいう。

イ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難するこ

とが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

(5) 非常時情報通信手段

風水害、地震により、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信が利用できない場合において、通話が可能な通信手段をいう。

例；衛星携帯電話、消防無線等

(6) 振興局等、振興局長等

ア 振興局等

北群馬渋川、多野藤岡、甘楽富岡、吾妻、利根沼田、桐生みどり、邑楽館林の各振興局及び前橋、伊勢崎、高崎、太田の各行政県税事務所をいう。

イ 振興局長等

アに記載された各振興局長及び各行政県税事務所長をいう。

第2 事前対策

1 県

(1) 市町村に対する関連情報の提供

各所管課は、次の情報について積極的に市町村に提供する。

ア 孤立化のおそれのある集落の実態把握に関する情報

(ア) 災害危険区域の整備に関する情報

(イ) 集落へのアクセス道路に関する情報

① 県道及び国道の道路整備に関する情報

② 橋梁の耐震化整備に関する情報

(ウ) 河川の整備に関する情報

(エ) その他参考となる情報

イ 孤立化集落対策上有効な情報

(ア) 過去の孤立化集落発生時における有効な活動事例の情報

(イ) 非常時情報通信手段として有効な通信機器の情報

(ウ) その他参考となる情報

(2) 集落孤立化の未然防止のための県管理道路・河川・山地等の優先整備各所管課は、災害による道路の寸断を解消するため、市町村と連携した次の事業を推進する。

ア 道路危険箇所に対する整備

(ア) 災害要因となる地形の把握と防災対策

(イ) 緊急輸送路の法面崩壊対策

(ウ) 緊急輸送路の橋梁の耐震化確保

(エ) 既存施設の機能維持のための除石・除草、施設補修の実施

イ 河川危険箇所に対する整備

(ア) 被災箇所の早期復旧

(イ) 浸水被害を防ぐ治水対策

- (ウ) 浸水想定区域図の作成
- ウ 土砂災害予防対策の推進
 - (ア) 再度災害防止対策の推進
 - (イ) 土砂災害の被害を受けるおそれがある区域を周知する土砂災害警戒区域等の指定
 - (ウ) 土砂災害を予防するための施設の整備
 - (エ) 既存施設の機能維持のための除石・除草、施設補修の実施
- (3) 市町村管理道路の孤立化解消応急工事に関する事前協議

土木事務所長は、孤立化解消のための市町村管理道路の仮復旧工事について、県と市町村が協力して実施できるよう、事前に市町村との協定その他必要な手続き等について取り決めをしておくものとする。

なお、仮復旧工事の費用は、道路管理者の負担による。ただし、県管理道路と比較して、早期に孤立化が解消できる道路が市町村道である場合には、県の代行業務として実施することができるものとする。

2 市町村

- (1) 孤立化のおそれのある集落の実態把握
 - ア 孤立化のおそれのある集落の把握

過去の被災例や災害危険箇所データ等から孤立化のおそれのある集落の把握に努める。
 - イ 孤立化のおそれのある集落の基礎データ整理

把握した孤立化のおそれのある集落については、次の事項の基礎データを集約しておく。

 - (ア) 集落の代表者
 - (イ) 居住世帯・人数・年齢構成・連絡方法（加入・携帯電話番号・メールアドレス等）
 - (ウ) 要配慮者、避難行動要支援者の有無
 - (エ) 想定される災害に対して安全な避難所（施設）の有無
 - (オ) 集落の住宅地図及びハザードマップ
 - (カ) 非常時情報通信手段の集落又は家庭における常備の有無
 - (キ) その他必要事項
- (2) 孤立化のおそれのある集落内の自主防災組織の強化

自治会と協力して孤立化のおそれのある集落単位に自主防災組織を整備すると共に、非常時情報連絡責任者（※）を複数に依頼し、孤立化発生時における情報連絡体制を整備する。

※「非常時情報連絡責任者」とは、孤立化のおそれのある集落内に居住し、非常時情報通信手段の機器について、自ら保有又は自治体から貸与された場合に取扱・管理が可能な者で、集落が孤立化した場合に、集落内の被災状況等を把握し、随時、市町村その他の防災機関に連絡することが可能な者として、集落を管轄する市町村長が依頼した者をいう。
- (3) 孤立化のおそれのある集落内の関係機関・事業所等との連携

交番・駐在所、消防分署・消防団等の公共機関、ライフライン関係事業所等との連携を強化し、これらの防災対策、非常時情報通信手段等に関する情報の共有と防災連絡会議等の開催により、市町村、自主防災組織、非常時情報連絡責任者等との相互確認に努める。
- (4) 市町村と孤立化のおそれのある集落との非常時情報通信手段の確保

ア 非常時情報通信手段の整備

衛星携帯電話、消防無線、防災行政無線等の整備、一般加入電話の災害時優先電話の指定、その他アマチュア無線、業務用無線など個人や事業所で保有する通信手段の把握に努め、これらの連絡先電話番号、無線の運用周波数・電波型式、通話可能エリア等を基礎資料として整備する。

イ 機器の点検、予備電源の確認等

非常時情報通信機器については、発災時に直ちに使用できるよう、定期的な通話試験、バッテリーの充電状態等の保守点検に努めるとともに、発電機等の非常用電源の確保に努める。

(5) 避難路、避難計画及び避難所の整備

ア 避難路の確保と防災マップの作成

徒歩での集落外への避難可能な道路を把握するとともに、可能な限りこれらの道路整備に努める。また、緊急時において個人所有の敷地内の通行について予め承諾を得ておくなどし、これらを表示した集落ごとの防災マップの作成、避難案内表示（地図）の設置に努める。

イ 個別かつ具体的な避難計画の構築

避難計画については、個々の集落ごとに次の点に留意して作成する。

(ア) 避難行動を共にする単位は、隣接の住家又は個々の住家を単位とし、要配慮者、避難行動要支援者に配慮したものとする。

(イ) 避難路の選定は、集落内の災害危険箇所を極力回避したものとする。

(ウ) 避難方向については、避難所、集落外、ヘリコプター非常離着陸場等について個別に計画する。

ウ 避難所の検証と整備

既設の避難所について、住家との距離、避難路の安全性、立地条件、建物の安全性、備蓄物資及び非常時情報通信手段等を個々に検証し、避難所の改善、増設等の整備を図る。

エ ヘリコプター非常離着陸場の整備

救援ヘリポート又はホバリング等の適地選定及び夜間着陸のための照明装置の確保等について、県及び自衛隊、警察その他航空機関係機関との事前協議の上、これらの整備を行う。

3 孤立化のおそれのある集落の居住者

何時起きるか分からない災害に対しては「自分の身は自分で守る」という自助の精神と「地域のことは地域で守る」という共助の精神を醸成することが重要である。

孤立化のおそれのある集落の居住者等は、平素から次の点に留意するものとする。

(1) 自主防災組織の活動参加等地域防災力の強化

災害から地域を守るため、地域のまとまった力が発揮できるよう、居住者が協力し合って、自主防災組織の結成又は活動参加に努め、地域の防災力を強める。

(2) 災害危険箇所の確認及び通報

隣接集落への道路及び居住地域内における土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区の情報について周知し、通常の生活の中で、軽微な土砂流出、落石、河川護岸の崩落等に注意し、こうした事象を発見した時は、速やかに市町村その他管理者に通報するものとする。

(3) 避難所・避難路・迂回路の確認

市町村が作成する防災マップ（避難所・避難路・迂回路等）について、各家庭での周知を図るとともに、地理に精通した地元居住者として防災マップの精度の向上について市町村に協力するものとする。

(4) 地域ごと及び各家庭における必要物資の備蓄

災害時に備え、日頃から緊急避難のときに持って逃げる非常持ち出し品の用意や3日分の食料、飲料水を備蓄する。

(5) 要配慮者、避難行動要支援者に対する対応

年齢、身体・精神障害の程度、持病、歩行能力その他災害時に援助が必要となる人について、災害時における避難誘導・食事の供給等の援助に関する役割分担を決めておく。

(6) 非常時情報通信手段の常備

市町村が配備する非常時情報通信機器のほか、各家庭が有事に備え、衛星携帯電話その他の通信機器の常備に努める。

第3 災害発生のおそれが切迫した場合における事前対策

台風の接近、気象警報等により、災害が発生するおそれが切迫した事態においては、災害を警戒しながら、孤立化のおそれのある集落に対する次の措置を徹底する。

1 県

- (1) 市町村、その他関係機関への気象注意報・警報、土砂災害警戒情報等の迅速な伝達
- (2) 市町村と連携した道路・河川等に対するパトロールの実施

2 市町村

- (1) 集落への気象注意報・警報等の迅速な伝達
- (2) 的確な避難措置
- (3) 孤立化のおそれのある集落を重点とした災害パトロールの実施

3 孤立化のおそれのある集落の居住者

- (1) 早めの避難
- (2) 住民相互の協力による要配慮者、避難行動要支援者の避難の手助け

第4 孤立化集落発生時の対策

1 孤立化集落の居住者

自治会の代表者及び自主防災組織等は、二次災害に十分注意しながら、居住者と協力して、次の情報を集約し、最寄りの市町村役場、消防署、警察署に連絡又は救助を求める。

- (1) 集落住民の安否、救助の必要性
- (2) 道路の被災状況、二次災害の恐れ

- (3) ライフラインの状況
- (4) 非常食等緊急必要物資

2 市町村

- (1) 孤立化集落情報の集約

土砂流出、道路崩落等が発生し、道路が通行途絶となった場合は、その道路の延長に存在する集落等について、他にアクセス道路が有るか否かを迅速に確認する。
- (2) 関係所属と連携した体制の確保

孤立化集落が判明した場合は、庁内関係課が、消防、警察署等と連携した体制を構築し、孤立化集落の情報を首長以下が共有する。
- (3) 孤立化集落との連絡

孤立化集落の非常時情報連絡責任者又は孤立した居住者に連絡を取って、次の情報を収集する。

 - ア 集落住民の安否、救助の必要性
 - イ 道路の被災状況、二次災害のおそれ
 - ウ ライフラインの状況
 - エ 非常食等緊急必要物資
- (4) 孤立化の要因となっている道路障害の除去・復旧

孤立化の要因となっている道路が、県道、国道等の市町村管理以外の道路であっても、土木事務所長等道路管理者と速やかに連絡を取り合い、一刻も早い孤立化の解消に努める。
- (5) 先遣隊の派遣

孤立化集落の非常時情報連絡責任者と連絡が取れない場合は、二次災害の発生を十分警戒しながら、情報収集のための先遣隊を派遣する。
- (6) 被災状況の県に対する報告
 - ア 孤立化集落の発生を認知した場合は、県（危機管理室・行政県税事務所）に電話で即報する。
 - イ 夜間等で行政県税事務所と連絡が取れない場合は、危機管理室に即報する。
- (7) 被災状況の広報

災害による被災状況は、市町村で一元管理し、関係機関と連携して一般に広報する。

3 県

- (1) 群馬県孤立化集落対策連絡室の設置
 - ア 設置

総務部危機管理監（以下「管理監」という。）は、災害によって孤立化集落が発生し、災害対策本部が未設置の場合であって、住民避難又は仮復旧工事に着手後丸1日以上を要するなど、複数部局の綿密な連携が必要と認められる場合には、危機管理センター（災害対策本部室）に孤立化集落対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
 - イ 構成

連絡室の構成は次表のとおりとする。なお室員の指名及び運用については、管理監が、該

当する所属（以下「構成所属」という。）の長と協議して決定する。

役 職	該 当 職 員	
連絡室長	危機管理監	
副 室 長	危機管理室長	
室 員	総務部	危機管理室員、消防保安課員、広報課員
	健康福祉部	健康福祉課員
	環境森林部	林政課員、森林保全課員
	農政部	農村整備課員
	県土整備部	河川課員、道路管理課員、砂防課員
	警察本部	地域部地域課員、警備部警備第二課員
	その他	管理監が必要と認めた所属の職員

ウ 任務

連絡室は、市町村、振興局等、構成所属、関係機関との情報交換を密にし、次の任務を迅速に遂行する。

(ア) 情報の収集と通報

孤立化集落の対応は、緊急を要することから、次の情報内容について、連絡室が直接、市町村、警察本部（署）、消防（局）本部等の情報を入手し、関係所属・関係機関に通報する。

- ① 孤立化集落住民の安否（世帯数、人数、負傷者の有無）
- ② 負傷者、人家被災の危険性等による救助、避難の必要性
- ③ 孤立化の原因となった災害発生の場所・状況及び復旧見込み
- ④ 救援物資搬送の必要性
- ⑤ 孤立化集落との情報通信手段
- ⑥ 徒歩による迂回路がある場合に住民の徒歩避難の可否及び必要性
- ⑦ 防災・県警・自衛隊のヘリコプターによる救助の必要性と非常離着陸場の候補地、孤立化集落付近の天候
- ⑧ ライフラインの状況
- ⑨ その他孤立化集落に関する情報

(イ) 情報に基づく措置

① 情報途絶の場合の県職員等の派遣

孤立化集落との情報通信手段がなく、集落の情報が皆無である場合で、市町村による先遣隊の出動ができない場合は、警察本部と連携して、県職員（第一次的には振興局長等の命を受けた振興局等職員、次いで構成所属職員）を派遣する。ただし、悪天候その他県職員では危険な場合は、自衛隊第12旅団に出動要請を行う。

② 空輸による救助・避難

負傷者の救護、緊急に避難を要する場合は、防災航空隊、県警航空隊に救助要請を行う。

なお、気象条件や救助現場の多発、多数の避難者がいるなど、防災航空隊、県警航空隊での早急な救助が実施できない場合は、陸上自衛隊第12旅団に救助要請を行う。

③ 救援物資の空輸

道路復旧までに時間を要し、孤立集落から救助物資を求められた場合は、孤立化集落に救援物資を空輸する。空輸の方法は、防災航空隊、県警航空隊に空輸要請を行う。

なお、前記航空隊が対応できない場合は、陸上自衛隊第12旅団に空輸要請を行う。

【自衛隊に対する要請基準】

公共性；社会的に保護することの必要性
 緊急性；ただちに部隊等を派遣する必要性
 非代替性；他の機関のみの活動では対応不可

エ 連絡室の廃止

管理監は、連絡室設置後に、災害対策本部が設置された場合又は孤立化が解消された場合若しくは他の理由により連絡室を継続する必要がないと認めた場合には、連絡室を廃止するものとする。

(2) 振興局等の対応

ア 体制の確保

振興局長等は、行政県税事務所に、連絡室に準じた体制又は専従の連絡員を確保すること。

イ 市町村に対する職員派遣

振興局長等は、必要により、孤立化集落が発生した市町村に職員を派遣し、情報収集・集約その他必要な対応の支援を行う。

ウ 孤立化解消応急工事の実施

土木事務所長は、住民・市町村・連絡室からの通報や道路パトロール等により管内に孤立化集落を認めた場合は、次の措置を迅速に行う。

- (ア) 孤立化の原因となっている道路の被災状況の確認
- (イ) 関係道路管理者と協力した孤立化解消応急工事の着手
- (ウ) 道路の仮復旧（片側通行可能、孤立化解消）見込み日時の判断
- (エ) 振興局長等に対する上記措置結果の報告

第5 住民が避難した集落の防犯対策

市町村は、住民が避難し、無人化又は少数のみが居住するなど、防犯対策が必要な場合は、警察署その他防犯関係機関・団体との連携により、当該集落内又は当該集落に通ずる道路で徒歩による通行が可能な場合は、二次災害のおそれのない地点における警戒に努めるものとする。また、可能な限り、県警へり、防災へりによる上空からのパトロールに努めるものとする。

19 動員計画関係

19-1 動員体制区分の適用基準

(1)洪水・土砂災害

配備区分	適用基準
初期動員 (警戒本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水警報(1時間雨量80mm、土壌雨量指数基準101)が発表されたとき。 2 管内設置の雨量計^{*1}において、降り始めからの降雨量が60mmを越え、さらに降雨が予想されるとき。 3 その他、村長が必要と認めたとき。
1号動員 (対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・大雨特別警報が発表されたとき。 2 住民に対する避難準備情報・避難勧告・避難指示を行う必要があるとき。 3 警戒本部設置体制において、1時間降雨量が15mmを越え、さらに降雨が予想されるとき。 4 小規模な災害が発生したときまたは、発生するおそれがあるとき。 5 その他、警戒本部会議が必要と認めたとき。
2号動員 (対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 1号動員では、要員が不足するとき。 2 相当規模の災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき。 3 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。
3号動員 (対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。 2 2号動員では要員が不足するとき 3 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。

(2)台風災害

配備区分	適用基準
注意動員	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の発生。 2 大雨、洪水注意報が発表されたとき。
初期動員 (警戒本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水警報(1時間雨量80mm、土壌雨量指数基準101)が発表されたとき。 2 管内設置の雨量計^{*1}において、降り始めからの降雨量が60mmを越え、さらに降雨が予想されるとき。 3 その他、村長が必要と認めたとき。
1号動員 (対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・大雨特別警報が発表されたとき。 2 住民に対する避難準備情報・避難勧告・避難指示を行う必要があるとき。 3 警戒本部設置体制において、1時間降雨量が15mmを越え、さらに降雨が予想されるとき。 4 小規模な災害が発生したときまたは、発生するおそれがあるとき。 5 その他、警戒本部会議が必要と認めたとき。
2号動員 (対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 1号動員では、要員が不足するとき。 2 相当規模の災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき。 3 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。
3号動員 (対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。 2 2号動員では要員が不足するとき 3 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。

(3)雪害災害

配備区分	適用基準
初期動員 (警戒本部)	1 大雪(24時間の降雪深100cm)、暴風雪(雪を伴い平均風速18m/秒)警報のいずれかが発表されたとき。 2 降り始めからの降雪量が50cmを越え、さらに降雪が予想されるとき。 3 その他、村長が必要と認めたとき。
1号動員 (対策本部)	1 降り始めからの降雪量が75cmを越え、さらに降雪が予想されるとき。 2 小規模な災害が発生したときまたは、発生するおそれがあるとき。 3 その他、警戒本部会議が必要と認めたとき。
2号動員 (対策本部)	1 1号動員では、要員が不足するとき。 2 相当規模の災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき。 3 降り始めからの降雪量が100cmを越え、さらに降雪が予想されるとき。 4 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。
3号動員 (対策本部)	1 2号動員体制において、さらに降雪が予想されるとき。 2 大規模な災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき。 3 2号動員では要員が不足するとき。 4 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。

(4)火山災害

配備区分	適用基準
初期動員前 (注意体制)	1 浅間山に関する噴火警戒レベル2「火口周辺警報→火口周辺規制」が発表された場合。
初期動員 (警戒本部)	1 噴火警戒レベル2において小規模な噴火が発生したとき。 2 浅間山に関する噴火警戒レベル3「火口周辺警報→入山規制」が発表された場合。 3 その他、村長が必要と認めたとき。
1号動員 (対策本部)	1 噴火警戒レベル3において噴火が発生したとき。 2 浅間山に関する噴火警戒レベル3強「火口周辺警報→入山規制(中規模噴火切迫)」が発表されたとき。 3 その他、村長が必要と認めたとき。
2号動員 (対策本部)	1 相当規模の災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき。 2 1号動員では、要員が不足するとき。 3 その他、村長が必要と認めたとき。
3号動員 (対策本部)	1 浅間山に関する噴火警報(噴火警戒レベル、4・5避難準備・避難)が発表されたとき。 2 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。 3 2号動員では要員が不足するとき。 4 その他、対策本部会議が必要と認めたとき。

(5)地震災害

配備区分	適用基準
初期動員 (警戒本部)	震度4の地震が発生したとき。
1号動員 (対策本部)	震度5弱の地震が発生したとき。
2号動員 (対策本部)	震度5強の地震が発生したとき。
3号動員 (対策本部)	震度6弱以上の地震が発生したとき。

*1管内設置の雨量計：鳥居峠(標高1380m利根川水系砂防事務所)地蔵峠(標高1713m利根川ダム統管理事務所)車坂峠(標高1845m利根川水系砂防事務所)鹿沢(標高1425m利根川水系砂防事務所)農場(標高1230m気象庁)旧田代小学校(標高1230m利根川ダム統管理事務所)大前(標高840m利根川水系砂防事務所)干保(標高1410m利根川水系砂防事務所)小串(利根川ダム統管理事務所1809m)万座川第二砂防堰堤脇(標高950m利根川水系砂防事務所)三原(標高763m中之条土木事務所三原事業所)10カ所